

アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律

土屋 恵司

[目次]

- I はじめに
- II 連邦法に基づく施策の展開
- III 「2003年児童及び家族の安全保持法」の制定
- IV おわりに一連邦レベルでの施策の展望

I はじめに

幼児から十代後半までの児童の保護及び健全育成は、19世紀以来今日に至るまで、アメリカ合衆国の重要な課題でありつづけてきた。特に、家庭内で保護に当たるべき親その他の近親者による児童の虐待については、1960年代から国民の間で喫緊の社会問題として意識されるに至り、1970年代初めには、連邦政府による具体的取組みが開始され、その後、今日まで、連邦、州及び地方それぞれの段階で多角的かつ多様な施策が推進されてきた。

しかし、児童虐待の究極的な解決策は、外部者の誰が、いつ、どのような形で介入することができるかという問題はもちろんのこと、外部の者が虐待の事実をどのようにして確認し、被害児童保護のために家族に介入する扉を開くことができるのかという、家族内のプライバシーの領域に踏み込まざるを得ない微妙で困難な問題によって、その順調な展開が阻まれてきたことも事実である。

本稿では、これらの困難な問題に対する最近の連邦レベルでの取組みを、連邦法の変遷を通じて概観し、現在の到達点を見定めようとするものである。

2003年11月末現在における連邦法の児童虐待防止及び対処措置関連規定について知見を得る

手がかりとして、合衆国法典第42編第67章「児童虐待の防止及び対処措置並びに養子縁組改革」の日本語訳を本稿の後に掲げたので、参照されたい。

II 連邦法に基づく施策の展開

合衆国では、児童福祉全般について各州が第一次的責任を負っており、児童虐待についても、それぞれの州で独自の法令及び行政の仕組みを作り、様々な取組みをしてきているが、現在では、連邦の助成制度の支援を受けるため、連邦政府の方針に沿った整備が進められ、全米レベルでの施策の平準化、統一化及び連携が確立されつつある。

1974年、連邦政府は、それまで各州が様々な形で取り組んできた児童虐待の防止及び対処に関わる諸施策を全米レベルで効果あるものとするため、保健福祉省(the Department of Health and Human Services)に児童虐待及び放置全国センター(the National Center on Child Abuse and Neglect : NCCAN)を設置し、各州の施策の全国的統一的整備を図る拠点とすると共に、各州における児童虐待の発見・確認、防止及び対処措置の実証実験プログラムを助成する連邦補助金プログラムを定める「児童虐待の防止及び対処措置法」を制定した。

この法律が、幾たびかの改正を経ながら(参照：本稿末尾の「児童虐待の防止及び対処措置法」及びその改正に直接関わる法律[略称]一覧)、同法制定から約30年後の今日、米国の連邦レベルにおける児童虐待対策の基本的枠組みの中核となっている。

以下に、1974年から2002年までの、この法律の改正等に関わる主な立法を概観する。

[1] 児童虐待防止及び対処措置法 [1974年]

児童虐待事件の発見・確認、通報及び捜査の改善・強化、児童の保護の推進を目的とし、次のような施策を実施する。

- (1) 児童虐待に関する調査研究についてモニターし、この分野で働く者に役立つ資料を編集し、公表すること。
- (2) 州が児童の虐待及び放置の発見・確認及び防止に関するプログラムを構築・展開するために、それらの州に対して行う援助について整備すること。
- (3) 児童虐待の探知、防止及び対処措置における連邦政府の役割を先行型のものに強化すること。
- (4) 児童虐待の防止及び対処措置に関する限定的な政府の調査研究を承認すること。
- (5) 児童虐待及び放置全国センターを保健福祉省に設置し、次のような業務を開始すること。
 - ① 助成プログラムを管理すること。
 - ② 新たな調査研究及び実証実験の事業活動に新たな焦点を向けることが必要な問題及び領域を確認すること。
 - ③ 情報の収集、プログラムの改善、資料の頒布、州及び地方に対する最良の実践例に関する情報提供のための中心として活動すること。
- (6) 児童虐待全国情報センター (The National Clearinghouse for Information Relating to Child Abuse) を設置すること。
- (7) 職員の教育訓練のため、並びに児童虐待の防止及び対処を企画した革新的プログラムを支援するため、州に対する基礎的助成及び実証実験助成を確立すること。
- (8) 1977会計年度までの歳出予算の承認

[2] 1978年児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革法

「児童虐待防止及び対処措置法」を再承認し、1978会計年度から1981会計年度までの歳出権限を付与する。さらに、同法に次のような改正を行う。

- (1) 各州における総合的養子縁組援助法の制定を推進し、養子縁組機会プログラム (Adoption Opportunities Program) を設定する (養子縁組については、児童虐待防止及び対処措置法が1974年に制定された当初は、規定がなかった)。このプログラムは、次のような内容のものとする。
 - ① 特別なニーズを有する児童が終身の養子として養親家庭に引き取られることを容易にすること。
 - ② 養子縁組措置の質的水準及び養子となる児童の権利の向上を推進すること。
 - ③ 全国的な養子縁組情報の交換システムのための整備を行うこと。
- (2) 調査研究のための助成プログラムへの資金給付を継続し、児童虐待及び放置の調査研究についての年次概要報告のための整備を行う。

[3] 1984年児童虐待改正法

「児童虐待防止及び対処措置法」の再承認 (1987会計年度までの歳出権限の付与) 及び次のような改正を行う。

- (1) 先天的機能障害を有し、生命が危険な状態にある幼児に対する栄養補給、医学的に指示された措置、介護又は適切な社会福祉に関する研究のための整備を行う。
- (2) これら幼児の養子縁組の円滑化を図る。
- (3) 医療上の放置 (生命に危険のある状態の障害を有する幼児に医学的に指示された措置を行おうとしない場合を含む) についての通報に対応する州の児童保護システムに関わる手

続を整備することを州に義務づける。

- (4) 保健福祉省に対し、この法律を施行するための規則を制定し、介護サービス担当者が必要とする教育訓練及び技術援助を提供することを命じる。
- (5) 州に対し、生命に危険のある状態の機能障害をもつ幼児のための養子縁組機会を提供する州レベルのプログラムを義務づける。
- (6) 連邦政府は、連邦の養子縁組及び里親制度のデータ収集分析システムを構築し、運営するための関連制度の整備を行う。

[4] 1988年児童虐待防止、養子縁組及び家族福祉法

「児童虐待防止及び対処措置法」を全面的に改正し、既存のプログラムに基づき承認される活動範囲を拡張し（1991会計年度までの歳出権限を付与）、プログラムの調整並びにデータ収集、管理及び頒布の調整を増進させるための連邦制度の整備を行うために、次のような改正を行う。

- (1) 児童虐待及び放置に関連したプログラム及び活動に責任を有する機関間の児童虐待放置問題作業班を設ける。
- (2) 調査研究の範囲を拡大し、児童虐待事件に適用される捜査及び裁判手続並びに児童虐待及び放置の全国発生率を含むものとする。
- (3) 虚偽の通報による事件、未発見の事件又は立証されない事件に関する標準データ並びに児童虐待及び放置を原因とする死亡者数を含むデータの全国的収集システムを確立する。
- (4) 養子縁組機会プログラムを、次のような施策を含むものに拡張する。
 - ① 養親家族に引き取られるマイノリティ児童の増加策、特にマイノリティ家族の募集及びそれらの家族を養子縁組先とすることに重点を置いた施策
 - ② 特別なニーズを有する児童を養子にした

家族のための法的養子縁組成立後の家族福祉の整備

- ③ 現に里子制度の下にいるが養子縁組について法的制約のない立場にある児童を対象とした養子縁組の増加策

[5] 1989年児童虐待防止対策助成再認可法

「1985年度継続歳出予算決議」第402条から第409条までの規定により認可されていた「^(注1)地域社会に基盤を置いた児童の虐待及び放置の防止助成プログラム」を、この法律によりその位置づけを変更し、「児童虐待防止及び対処措置法」に基づくものとする。

[6] 薬物追放学校地域社会法1989年改正

薬物濫用の親をもち緊急事態にある児童に対する保護事業を助成するプログラムを創設する。

[7] Stewart B. McKinney ホームレス援助法1990年改正法

ホームレスの家族又はホームレスの危機にある家族の児童に関する虐待防止事業についての規定を「児童虐待防止及び対処措置法」の第三章として追加する。

[8] 1992年児童虐待、家庭内暴力、養子縁組及び家族福祉法

「児童虐待防止及び対処措置法」に、次のような改正を行う。

- (1) 歳出予算の再授権及び適用範囲の拡大により、調査及び援助活動に、次のことが含まれるようにする。
 - ① 児童の虐待及び放置に関連する文化的特徴
 - ② 児童の虐待及び放置に関する文化的に細心の注意を払うべき手続
 - ③ 児童の虐待及び放置の文化的多様性との

関連

- (2) 児童保護システム（虐待及び放置を対象とするものを含む）のための州に対する助成要件を改正する。
- (3) 地域社会に基盤を置く一定の助成に基づいた防止活動を行う。

[9] 1993年包括財政調整法

「1993年包括財政調整法」^(注2)第 XIII 編第 2 章 C 節第 1 款に基づき「家族保護及び支援プログラム (Family Preservation and Assistance Services Program)」を設ける。

このプログラム設定の背景には、通報され、立証された児童虐待及び放置事件の件数が増加していること、福祉事業の焦点を危機介入から防止へ変更することが必要とされていること、福祉事業が家族の実際の必要に適合していないことが多いこと、児童福祉が脆弱な家族の必要とするその他の福祉事業と連携していないことが多いことなど連邦議会及び政府の認識がある。こうした認識の上に立ち、この法律は、次のような目標を掲げる。

- ・家族全員の安全と平安を促進する。
- ・安全で、安定し、豊かな家庭を作るための親としての能力を強化する。
- ・家族を助けて危機を解消させ、児童が安全に家庭で生活できるようにする福祉事業との連携を確立する
- ・家庭外に養育の場を定めることによるような要請を阻止する。
- ・すでに養育の場を家庭外に定めている児童が家庭に帰ること、又は、他の永続的な生活環境に入ることを助ける。
- ・家族の強さ及び安定を向上させる。

上に掲げる目標を達成するために、次のような整備を行う。

- (1) 「危機にある」児童及び家族のための家族に焦点を定めた一連の福祉事業を創出するた

めに州が資金を使用するよう奨励する。

- (2) 要求により良く対応しうる家族支援・保護戦略を開発するための総合的な計画策定手続への関与を州に要請する。
- (3) 州に次のことを奨励する。
 - ① 防止措置を対処措置中心の児童福祉システムに統合するために、資金を使用すること。
 - ② 州福祉機関内及びこれらの機関を越えて実施される福祉事業の調整を推進すること。
 - ③ 州及び地方レベルでのプログラム立案に地域社会の広範な人・団体等を関与させること。
- (4) 「家族」の定義を拡張して、生物学的関係、養子関係、養護関係など、家族構成の条件にかかわらず、福祉サービスの提供を受ける必要がある者を含むこととする。
- (5) 州により整備される福祉事業について、次に掲げる用語の定義を採用する。
 - ① 保護：危機にある家族を援助するために企画された活動であって、児童が虐待や放置のために、家庭外で介護を受けざるを得ないように養育の場を定められる危険がある場合にしばしば行われるものをいう。
 - ② 支援：防止の活動であって、典型的には、地域社会に基盤を置いた組織により整備され、児童の養育を促進し、家族の安定性を向上させ、強化することをいう。

[10] 1994年福祉改正法

「児童虐待防止及び対処措置法」第 II 章「地域社会に基盤を置いた家族資源プログラム」の全面改正

[11] 児童虐待防止及び対処措置法1996年改正法

- (1) 「児童虐待防止及び対処措置法」の再承認

(2001会計年度までの歳出権限の付与)

- (2) 「児童虐待防止及び対処措置法」に関連した次のようなその他の法律の再承認及びプログラムの再授権
 - ① 地域社会に基盤を置いた家族資源及び支援助成プログラム
 - ② 養子縁組機会法
 - ③ 遺棄幼児援助法
 - ④ 児童虐待犠牲者法
 - ⑤ 児童の司法行為の助成及び行方不明児童援助法
- (3) 児童虐待についてのより優れた調査研究及び州が直面する問題に対するより調整された対応を容易にするための連邦諸機関の統合及び再編—児童虐待及び放置全国センターを廃止し、代わりに児童虐待放置対策室 (the Office of Child Abuse and Neglect) を創設する。
- (4) 虐待及び放置についての虚偽の通報、親の権利の停止措置の遅れ、並びに児童の保護についての公衆による監視の欠如の問題に取り組むための新たな要件を追加する。
- (5) 幼児遺棄又は子の死若しくは重大な身体上の傷害について責任を有する親について、親としての権利を迅速に停止するための手続の整備を州に義務づける。
- (6) 死、重大な身体的精神的傷害、性的虐待又は切迫した危害の危険を含む児童虐待の定義を定める。
- (7) 医療介護に関する信仰上の信念に基づく親の権利を認知する。

[12] 2000年児童虐待防止及び法執行法

児童虐待の通報に対する対応が不適切であることに対する憂慮を背景として、児童虐待の通報に対する対応の水準及び質に対する問題提起に取り組むことを目的とし、次のような規定を定める。

- (1) 州が刑事司法システムを改善して、児童の保護に関連した活動の査定に従事する児童福祉の機関、組織及びプログラムに対し、時宜を得た、正確かつ完全な犯罪歴記録情報を提供するために連邦法に基づく資金を使用することを認める。

この活動には、児童の性的虐待防止及び里親制度による養護措置が含まれる。

- (2) 法執行機関が次に掲げることに連邦の助成金を使用することを認める。
 - ① 児童の性的虐待に対抗した保護措置を定める法律を含む児童の虐待及び放置の関連法を執行すること。
 - ② 児童の虐待及び放置を防止するために企画されたプログラムを推進すること。
 - ③ 法執行機関とメディア組織との間の協働プログラムを確立し、又は支援し、犯罪容疑者の発見・確認及び逮捕に有用な情報を収集し、記録し、保有し、頒布すること。
- (3) 州がその州の児童司法関連法の改革を実施するために充てる資金について、連邦レベルでの金額を増額する。

III 「2003年児童及び家族の安全保持法」の制定

2003年6月25日、「児童の虐待防止及び対処措置法を改正し、同法に基づくプログラムに改善を加え、これを再承認すること、及びその他の目的のための法律」(略称は、「2003年児童及び家族の安全保持法 (Keeping Children and Families Safe Act of 2003))」が成立した。この法律は、「児童虐待防止及び対処措置法」、「1978年児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革法」(そのうちの「機会提供プログラム」に関する規定)、「1988年遺棄幼児援護法」及び「家庭暴力防止及び支援法」の一部を改正し、関連の施策を実施するために、2004会計年度から2008会計年度までの歳出権限を付与するもの

である（この法律の構成については、後掲注3参照）。

以下では、この法律の第I章に規定する「児童虐待防止及び対処措置法」改正の背景、趣旨及び改正の主要項目を、同法第101条（連邦議会の事実認定）及びA章（一般的なプログラム）の規定に依拠して、紹介することとする。（第II章「養子縁組の機会」、第III章「遺棄幼児援護」及び第IV章「家庭内暴力の防止及び対処措置法」については、省略）

この法律の第I章の規定を受けた改正諸規定を組み入れた合衆国法典第42編第67章「児童虐待の防止及び対処措置並びに養子縁組改革」は、後掲の日本語訳を参照されたい。

1. 「児童虐待防止及び対処措置法」2003年改正の背景—連邦議会の事実認定

「児童虐待防止及び対処措置法」は、その冒頭の規定で、同法制定の背景及び目標について連邦議会の認定したところを明示しており、その規定を読むことにより、同法の制定から数次の改正を経て今日に至る最近の米国における児童の虐待及び放置の実態並びに合衆国内の政府各機関、公共・民間機関・組織の対応措置について、その概要を知ることができる。

「2003年児童及び家族の安全保持法」第101条（事実認定）も、同法による「児童虐待防止及び対処措置法」改正の背景を明らかにしており、同規定に従い既存の事実認定（合衆国法典第42編第5101条注）に修正を加えることにより、以下に掲げるとおり、2002年までの合衆国内における児童虐待の実態及び連邦政府の施策の概要並びに今後の展望を示している。

合衆国法典第42編第5101条 注（訳）

- (1) 毎年、約90万の合衆国の児童が虐待及び放置の犠牲者となっている。
- (2)(A) 冷遇の諸形態のうちでも放置に苦しんでいる児童が最も多い。
- (B) 複数の調査によって、2001年に虐待の

犠牲者となった児童の60パーセントが放置に苦しみ、19パーセントが身体的虐待を被り、10パーセントが性的虐待を受け、7パーセントが精神的虐待を受けたと判定された。

- (3)(A) 児童の虐待は、児童を死に至らしめることがある。
- (B) 2001年に、推定で1300人の児童が、虐待又は放置の結果、死亡したと、児童保護機関は計算している。
- (C) 1歳以下の幼児が児童虐待死亡者の41パーセントを占め、児童虐待死亡者の85パーセントが6歳未満の者であった。
- (4)(A) これらの児童及びその家族は、適切な保護及び対処措置を受けることができなかった。
- (B) これらの児童（2001年には41パーセント）及びその家族のほぼ半数近くが、適切な保護又は対処措置を受けることができなかった。
- (5) 児童の虐待及び放置の問題には、次に掲げることを含む、総合的な取り組みが必要とされる。
 - (A) 社会福祉関連、法的関連、保健関連、精神衛生関連、教育関連及び薬物濫用関連の機関及び地域社会に基盤を置いた組織の仕事を統合すること。
 - (B) 政府の全階層間並びにこれらと民間の機関、市民、宗教及び専門家の組織並びに個人のボランティアとの調整を強化すること。
 - (C) 近隣社会の段階での虐待及び放置の防止、評価、捜査及び対処措置を求めるニーズを重視すること。
 - (D) 必要とされる資格を有する適正な訓練を受けた職員が、自らの児童保護の責務の遂行を求めるニーズを認知すること。
 - (E) 児童の成育様式に影響を与えうる民族

的文化的多様性に慎重な配慮をし、同時に、その一方で、これらの相違点が虐待を可能にすることを容認しないこと。

- (6) 児童の虐待及び放置の問題を調整し、総合的に防止し、かつ対処することを怠ったことが、何千もの児童の未来を脅かし、国家に何十億ドルもの眼に見える支出だけでなく、相当な無形の費用を負担させる結果を生じさせている。
- (7) アメリカ社会を構成するすべての者が、児童の虐待及び放置に応える共同責任を有している。
- (8) 児童の虐待及び放置の発生分布度及び発生率の実質的な減少並びにその被害の軽減は、国の優先順位が最も高い問題である。
- (9) 国の政策は、児童の虐待及び放置を防止するために家族を強化し、児童を家族から不必要に引き離すことを防止するために必要な福祉事業のための支援を提供し、適当な地域では、家族の再形成を促進するものでなければならない。
- (10) 児童保護システムは、総合的で、児童中心のもので、家族に焦点を定めたものであり、かつ、地域社会に基盤を置いたものであって、児童の虐待及び放置の発生又は再発を防ぐためのあらゆる適切な方策を組み込んだものであり、かつ、児童の健康、安全、自尊及び尊厳を養う環境で、身体的精神的回復及び社会的再統合を促進するものでなければならない。
- (11) 所得の低い地域社会では利用可能な資金に限度があるために、児童保護システムのための連邦の補助は、地域社会の相対的な資金ニーズに当然に払うべき注意を払いつつ配分されなければならない。
- (12) 連邦政府は、州及び地域社会に対し、十分な成功の見込みのある総合的な児童及び家族の保護戦略を開発し、遂行するために

必要な財政的、人的、技術的資源を提供することによって、これらを援助すべきである。

- (13) 連邦政府は、次に掲げることにより、主導性を備え、地域社会の児童及び家族の保護事業を援助すべきである。
 - (A) あらゆる階層の官庁の間で調整を行うたうえで、計画策定を推進すること。
 - (B) 児童及び家族の保護についての、サービス提供モデルの開発を含めた関連の知識を生み出し、共有すること。
 - (C) 州の地域社会援助能力を向上させること。
 - (D) 州の地域社会計画遂行を援助する財政的資源を配分すること。
 - (E) 専門職、専門職補助者及びボランティアといった人的資源の成長を促進することにより、地域社会の児童及び家族の保護計画の遂行に資すること。
 - (F) 全国の児童及び青年の虐待及び放置を絶つための指導性を構築すること。

2. 「児童虐待防止及び対処措置法」2003年改正の概要

以上のような事実認識に立ち、連邦議会は第I章・A節（一般的なプログラム）において、次のような改正を行った。

- (1) 児童虐待全国情報センターの任務の改正：児童虐待全国情報センターの任務を、次のことを含むものに改める。
 - ① 地域社会に基盤を置いて広範な実施及び反復の可能性を持つプログラムをはじめとするあらゆる効果的な児童虐待プログラムを管理すること。
 - ② 児童が受けた身体的性的虐待の訴追及び虐待を受けた児童の精神面にかかわるサービス提供のための技術援助を整備すること。

- ③ 児童虐待対応措置の遂行に関わる法執行官及び指定を受けた者が利用することができる教育資源関連情報や、虐待を受けた児童の心身の健康・発育にかかわるニーズに応える際に参考とするために利用することができる最良の実践例に関する情報を収集し、頒布すること。
- (2) 調査研究・支援の活動の要件の改正：調査研究・支援の活動についての要件を次のように改める。
- ① 保健福祉長官は、児童虐待防止情報を整備するための長期的調査研究プログラムを実施する。
- ② 追加して行う調査研究は、焦点を明確にしなければならない。
- ③ 調査研究の優先順位に関して公衆の意見を聞く機会を隔年で設ける。
- ④ 連邦の技術援助を受ける団体の要件から、「非営利」という要件を削る。
- (3) 助成権限の拡張：保健福祉長官に、次に掲げること为目标とした、期限を定めた実証実験プログラム・事業計画のための助成・契約を行う権限を与える。
- ① 訪問及び交流のための安全な家庭にふさわしい物理的環境の改善・向上
- ② 発見、防止及び対処措置に関する教育
- ③ 児童虐待・放置に関する調査研究に基づく危険性安全性評価のツール
- ④ 児童虐待・放置の通報義務者を対象とした、調査研究に基づく革新的な教育
- (4) 助成対象の拡大
- ① 実証実験プログラムや事業計画のために公共機関や非営利の民間組織に限定して認めていた助成を、州及び公共機関並びに営利・非営利を問わず民間の機関・組織にも認める。
- ② 期限を定めた実証実験プログラムや事業計画に対して課せられていた条件を撤廃する。
- ③ 助成適格要件としての目的の範囲を、次のものを含むように拡大する。
- ・法執行官、司法職員、児童福祉・保護担当者、教育担当者、裁判所が任命した特別な保護者及び訴訟のための後見人並びにその他の特定の職員の教育訓練
 - ・児童虐待・放置の通報に対する対応についての改革
 - ・児童虐待について相当な根拠のある被害者のニーズを適切に診断し、措置を施すことが確実にされるようにするための児童保護機関と公共保健機関等との連携の強化
 - ・児童虐待及び放置の医学的診断を改善するモデルとなる方法を整備するための小児科及び思春期少年対象介護施設内部のプログラム
- (5) 児童保護システムの改善に当たる州の支援策の開発・運用に対する助成要件の改正
- ① 助成目的を、次のものも含むよう拡大する。
- ・当該のプログラムを支援し、着手の時から最終処分までの児童虐待及び放置の通報を追跡する技術システムを開発し、更新すること。
 - ・生命に危険のある状態の障害を有する幼児の家族のために必要な措置を確保し、調整すること。
 - ・養子縁組を中止されたことのある幼児のために養育の場の決定を容易にすること。
 - ・対処措置の実施に関する改善のための児童保護システムと少年司法システムとの間の機関間共同を支援すること。
- ② 州に対し、次のことを事実上整備し、執行することを義務づける。
- ・違法な薬物の濫用又は出生前の薬物被害

から生じた禁断症状の悪影響を受けて生まれ、そのことが確認された幼児のニーズに取り組む方針及び手続（児童保護システムへの適切な付託、これらの幼児の出産又は介護に関与する保健担当者が児童保護システムに対し行う状況報告についての要件を含む）

- ・違法な薬物の濫用又は禁断症状の影響を受けて生まれ、そのことが確認された幼児のための安全な介護の計画
 - ・切迫した危害の危険がない児童を地域社会の組織又は有志による防止事業に適正なかたちで付託を行うための優先順位決定の手続
- ③ 裁判所により任命された特別保護者及び訴訟のための後見人に対し、適正な教育訓練を受けることを義務づける。
- ④ 児童虐待及び放置を判定する裁判所手続への公衆のアクセスに関する州の方針が、児童、親及び家族の安全及び幸福を保証するものとなるよう義務づける。
- ⑤ 一定の条件を備えた市民による調査団に対し、次のことを義務づける。
- ・地域社会における児童及び家族に対する現行手続及び実施された措置の効果を評価するために公的に公衆の中に出向いて行なう活動（アウトリーチ）及び意見聴取について備えること。
 - ・州及び地方レベルでの児童保護システムを改善する勧告を提出すること。
- ⑥ 州は、次に掲げるデータについて年次報告を義務づけられる。
- ・州の市民による調査団の活動概況
 - ・州の児童保護システムの下にある児童のうち、州の少年司法システムの保護下に移される者の数
- (6) 児童虐待事件の捜査及び訴追に関するプログラムのための州に対する助成

障害又は健康に関連した深刻な問題を抱え、虐待又は放置の犠牲となっている児童に関する事件の取扱いを改善することを目的とするプログラムを企画し、策定し、運用する州に対し、支援のための助成を行う。

IV おわりに 一連邦レベルでの施策の展望

連邦法の規定に基づく全米レベルでのこれまでの施策の主な柱として、次のような項目が挙げられる。

- (1) 虐待事件の通報制度の確立：虐待の事実の発見、確認の手続の整備
- (2) 虐待についての研究：虐待の態様、発生率等の実態把握、原因の究明
- (3) 加害者となった親の権利の停止・剥奪の手続の整備
- (4) 被害児童の保護措置の整備
 - ① 緊急の保護・介護措置
 - ② 養護措置（養護施設への収容、里親制度の利用）
 - ③ 養親子制度（養子縁組）活用の促進
- (5) 家族関係の安全、安定を確保し、強化するための支援策の整備
- (6) 関連情報の収集、整理・管理及び頒布・普及のためのシステムの確立
- (7) 児童に接する者の犯罪歴調査情報システムの確立

(8) 親の教育や公衆に対する啓発活動の推進

これまでの連邦法に基づくこれらの施策は、地域社会に基盤を置いたプログラムの推進に重点を置き、そうした地域社会における活動を支援するために、全国的規模での情報共有・交換や、連携協力のシステム構築を目指すものであることが明らかに見てとれる。

本稿冒頭でも触れたように、児童虐待という問題が家族・親子という社会の最も基礎的な、かつ往々にして閉じられた関係の内部で生じ

る、取扱いに慎重な配慮を必要とする微妙で複雑なものであり、可能かつ効果的な法的対応措置を確立するには、長い試行錯誤の過程が避けられないのであろう。今後も、当事者である家族が基盤を置く地域社会の活動を支援することを中心とした模索が続けられることが予想される。

児童虐待防止及び対処措置法及びその改正に直接関わる主な法律* [略称] 一覧 (制定順)

[*この一覧では、技術的改正やごく小規模の改正法は、割愛した。]

- (1) 児童虐待防止及び対処措置法 (Child Abuse Prevention and Treatment Act ; Pub. L. 93-247, Jan. 31, 1974, 88Stat. 4)
- (2) 1978年児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革法 (Child Abuse Prevention and Treatment and Adoption Reform Act ; Pub. L. 95-266, Apr. 24, 1978, 92 Stat. 205)
- (3) 1984年児童虐待改正法 (Child Abuse Amendments of 1984 ; Pub. L. 98-457, Oct. 9, 1984, 98 Stat. 1794)
- (4) 1988年児童虐待防止、養子縁組及び家族福祉法 (Child Abuse Prevention, Adoption, and Family Services Act of 1988 ; Pub. L. 100-294, Apr. 25, 1988, 102 Stat. 102)
- (5) 1989年児童虐待防止対策助成再認可法 (Child Abuse Prevention Challenge Grants Reauthorization Act of 1989 ; Pub. L. 101-126, Oct. 25, 1989, 103 Stat. 764)
- (6) 薬物追放学校地域社会法1989年改正 (Drug-Free Schools and Communities Act Amendments of 1989 ; Pub. L. 101-226, Dec. 12, 1989, 103 Stat. 1928)
- (7) Stewart B. Mckinney ホームレス援助法1990年改正法 (Stewart B. Mckinney Homeless Assistance Amendments Act of 1990 ; Pub. L. 101-645, Nov. 29, 1990, 104Stat.

- 4673)
- (8) 1992年児童虐待、家庭内暴力、養子縁組及び家族福祉法 (Child Abuse, Domestic Violence, Adoption and Family Services Act of 1992 ; Pub. L. 102-295, May 28, 1992, 106 Stat. 187)
- (9) 1992年地方非行防止プログラム奨励助成法 (Incentive Grants for Local Delinquency Prevention Programs Act ; Pub. L. 102-586, Nov.4, 1992, 106 Stat. 4982)
- (10) 1994年福祉改正法 (Human Services Amendments of 1994 ; Pub. L. 103-252, May 19, 1994, 108 Stat. 623)
- (11) 児童虐待防止及び対処措置法1996年改正法 (Child Abuse Prevention and Treatment Act Amendments of 1996 ; Pub. L. 104-235, Oct. 3, 1996, 110 Stat. 3063)
- (12) 2000年児童虐待防止及び法執行法 (Child Abuse Prevention and Enforcement Act ; Pub. L. 106-177, Mar. 10, 2000, 114 Stat. 35)
- (13) 2003年児童及び家族の安全保持法 (Keeping Children and Families Safe Act of 2003 ; Pub. L. 108-36, Jun. 25, 2003, 117 Stat. 800)

(注1) 1985年度継続歳出予算決議 (Pub.. L. 98-473, Oct. 12, 1984, 98 Stat. 1837)。この決議は、1985年度歳出予算法成立までの暫定歳出予算を定める。

(注2) 1993年包括財政調整法 (Pub. L. 103-66, Aug. 10, 1993, 107 Stat. 312)

(注3) 「2003年児童及び家族の安全保持法」の目次 (同法第1条(b)項) は、次のとおり。

第1条 略称；目次

第I章 児童虐待の防止及び対処措置法

第101条 事実認定

A節 一般的プログラム

第111条 児童虐待に関する全国情報センター

- 第112条 調査及び援助の活動及び実証実験
第113条 州並びに公共及び民間の機関及び組織に
対する助成
第114条 児童の虐待及び放置の防止及び対処措置
プログラムのための州に対する助成
第115条 児童の虐待及び放置事件の調査及び訴追
に関するプログラムのための州に対する助
成
第116条 助成に関する様々な要件
第117条 歳出予算の承認
第118条 報告

**B節 児童虐待の防止のための地域社会に基盤を
置いた助成**

- 第121条 目的及び権限
第122条 資格
第123条 助成額
第124条 既存の助成
第125条 申請
第126条 地方の計画の要件
第127条 業績評価基準
第128条 地域社会に基盤を置いた家族資源プログ
ラム全国ネットワーク
第129条 定義
第130条 歳出予算の承認

C節 整合性のための改正

- 第141条 整合性のための改正

第II章 養子縁組の機会

- 第201条 連邦議会による事実認定及び目的の宣言
第202条 情報及び福祉サービス
第203条 養子縁組措置についての研究
第204条 養子縁組成功例に関する研究

- 第205条 歳出予算の承認

第III章 遺棄幼児援助

- 第301条 事実認定
第302条 地方の事業計画の構築
第303条 長官による査定、研究及び報告
第304条 歳出予算の承認
第305条 定義
第306条 整合性のための改正

第IV章 家庭内暴力の防止及び対処措置法

- 第401条 州実証実験助成
第402条 長官の責任
第403条 査定
第404条 情報及び技術援助センター
第405条 関連の援助
第406条 歳出予算の承認
第407条 州の家庭内暴力連携のための助成
第408条 査定及び監視
第409条 家族構成員の虐待の情報及び記録事業計
画
第410条 州の指導性モデルへの助成
第411条 家庭内暴力全国ホットライン及びイン
ターネットを対象とした助成
第412条 青少年教育及び家庭内暴力
第413条 地域社会のイニシアティブのための実証
実験助成
第414条 暫定的住居についての援助
第415条 技術的及び整合性のための改正
第416条 他の法律に対する整合性のための改正

(つちやけいじ・海外立法情報調査室)

児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革

〔2003年児童及び家族の安全保持法〕による改正後の合衆国法典第42編〔保健及び福祉〕

第67章〔児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革〕の規定
Child Abuse Prevention and Treatment and Adoption Reform

Chapter 67, Title 42 of United States Code

As updated by Keeping Children and Families Safe Act of 2003,

Pub. L. 108-36, Jun. 25, 2003, 117 Stat. 800

土屋 恵司 訳

[目次]	(a) プログラム及び事業計画のための助成
合衆国法典第42編 保健及び福祉	(b) 自由裁量による助成
第67章 児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改	(c) 評価
革	第5106 a 条 児童の虐待及び放置の防止及び対処措置
第 I 節 一般的プログラム	プログラムのための州に対する助成
第5101条 児童虐待放置対策室	(a) 開発及び運営の補助
(a) 設置	(b) 資格要件
(b) 目的	(c) 市民調査団
第5102条 児童虐待放置に関する諮問委員会	(d) 州データ年次報告
(a) 任命	(e) 長官による年次報告
(b) 指名の推薦要請	第5106 a -1条及び第5106 b 条 (廃止)
(c) 構成	第5106 c 条 児童の虐待及び放置事件の調査及び訴追
(d) 欠員	に関するプログラムのための州に対する助
(e) 役員を選挙	成
(f) 責務	(a) 州に対する助成
第5103条 (廃止)	(b) 資格要件
第5104条 児童虐待関連の全国的な情報センター	(c) 州特別作業班
(a) 設置	(d) 州特別作業班の研究
(b) 機能	(e) 州特別作業班の提言の採用
(c) 利用に供される資源と調整	(f) 利用可能な資金
第5105条 調査及び援助活動	第5106 d 条 援助に関連する様々な要件
(a) 調査	(a) 施設の建設
(b) 技術的援助の提供	(b) 地理的割当て
(c) 助成を与え、又は契約をする権限	(c) 制限
(d) 助成に対する内部審査	(d) 連邦議会の意向
(e) 実証実験プログラム及び事業計画	(e) 年次報告
第5106条 州並びに公共又は民間の機関及び組織に対	第5106 e 条 児童虐待・放置プログラムの調整
する助成	第5106 f 条 報告

- (a) 調整の努力
 - (b) 州のプログラムの効果度
 - (c) 市民調査団に関連する研究及び報告
- 第5106 f-1条 自発的報告システムに関する報告
- 第5106 g条 定義
- 第5106 h条 歳出予算の承認
- (a) 一般規定
 - (b) 会計年度の制限のない資金の利用可能性
- 第5106 i条 解釈の規準
- (a) 一般規定
 - (b) 州の必要条件
- 第5107条 自由裁量によるプログラム；歳出予算の承認

第II節 養子縁組の機会

- 第5111条 連邦議会による事実認定及び目的の宣言
- (a) 事実認定
 - (b) 目的
- 第5112条 (廃止)
- 第5113条 情報及びサービス
- (a) 一般規定
 - (b) 要請される活動
 - (c) 特別なニーズを有する児童の養親となる家族に対するサービス提供
 - (d) 里親制度の下にある児童の養育の場の設定率の向上
 - (e) 裁判管轄を越えた養子縁組に対する障壁の除去
- 第5114条 認可を受けていない又は監督を受けていない養子縁組措置の研究及び報告
- (a) 一般規定
 - (b) 成功する養子縁組の力学
 - (c) 裁判管轄地間養子縁組

第5115条 歳出予算の承認

第5115 a条 (廃止)

第III節 児童の虐待及び放置の防止のための地域社会を基盤とした助成

第5116条 目的及び権限

- (a) 目的
- (b) 権限

第5116 a条 資格

第5116 b条 助成の金額

- (a) 留保
- (b) 残額
- (c) 割当て

第5116 c条 (廃止)

第5116 d条 申請

第5116 e条 地方プログラムの要件

- (a) 一般規定
- (b) 優先順位

第5116 f条 達成度評価基準

第5116 g条 地域社会に基盤を置いた家族資源プログラム全国ネットワーク

第5116 h条 定義

第5116 i条 歳出予算の承認

第IV節 障害児のための臨時的児童介護及び緊急託児所

第5117条～第5117 d条 (廃止)

第V節 住居のない家族又は住居を失う危機に瀕している家族の児童に関する一定の防止事業

第5118条～第5118 e条 (廃止)

第VI節 児童虐待犯罪情報及び経歴調査

第5119条 児童虐待犯罪情報

- (a) 一般規定
- (b) 全国犯罪経歴調査システム
- (c) 連携
- (d) 年次概要
- (e) 年次報告
- (f) 児童虐待犯の調査研究

第5119 a条 経歴調査

- (a) 一般規定
- (b) 指針
- (c) 規則
- (d) 責任
- (e) 料金

第5119 b条 児童虐待犯罪情報の改善のための資金供与

- (a) (削除)

(b) 児童虐待犯罪情報の改善のための追加的資金助成

(c) 州の資金の留保

第5119 c 条 定義

合衆国法典第42編 保健及び福祉

第67章 児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革

第 I 節 一般的プログラム

第5101条 児童虐待放置対策室

(a) 設置

保健福祉長官 (The Secretary of Health and Human Services) は、児童虐待放置対策室 (The Office on Child Abuse and Neglect) として周知される室を設置することができる。

(b) 目的

この条の(a)項に基づき設置される室の目的は、この章のこの節及び第III節の機能及び活動を執行し、調整することとする。これらの機能及び活動が保健福祉省内の一又は複数の他の組織体により遂行される場合には、長官は、これらの機能及び活動が必要な専門家と共に、かつ、児童虐待放置活動に関わるすべての機関との正規の省内及び省際の協議に関わる十分な調整が行なわれた態様で実行されるよう保証しなければならない。

第5102条 児童虐待放置に関する諮問委員会

(a) 任命

長官は、諮問委員会を設置し、長官及び児童虐待及び放置に関連する特定の問題に関する連邦議会の所管の委員会に勧告を行なわせることができる。

(b) 任命の推薦要請

長官は、連邦公報 (Federal Register) に公示をし、この条の(a)項に基づく諮問委員会の

委員を任命するために推薦を求めるものとする。

(c) 構成

この条の(a)項に基づく委員会を設置するに当たり、長官は、一般公衆から、児童虐待及び放置の防止、介入、対処措置又は調査研究に知識を有する者で民族的人種的少数者集団及び多様な地理的領域を代表するように正当な配慮がなされた者並びに次に掲げる分野を代表する者を委員に任命するものとする。

(1) 法律学 (裁判官を含む)

(2) 心理学 (児童発達学を含む)

(3) 社会福祉 (児童保護を含む)

(4) 医学 (小児科を含む)

(5) 州及び地方政府

(6) 障害者にサービスを提供している団体

(7) 青少年にサービスを提供している団体

(8) 教員

(9) 親の自助組織

(10) 親の集団

(11) ボランティアの集団

(12) 家族の権利の擁護団体

(13) 児童の権利の提唱者

(d) 欠員

委員会の委員の欠員は、元の任命がなされたのと同じ方法で補充するものとする。

(e) 役員選挙

委員会は、最初の会合において、委員の中から委員長及び副委員長を選挙する。

(f) 責務

委員会は、この条の(a)項に基づく委員会の設置から1年以内に、長官及び連邦議会の所管の委員会に、次に掲げる事項を内容とした報告又は中間報告を提出しなければならない。

(1) 連邦、州及び地方の児童虐待放置活動と連邦、州及び地方レベルでの家庭内暴力防止に関する類似の活動との調整に関する

勧告

- (2) 児童虐待放置の未確認又は未立証の通報件数を減少させ、他方で児童を危険な状態に置く虐待又は放置の法的要件に該当する事件を確認し、立証する能力を強化する連邦及び州の法律並びにプログラムに必要とされる具体的な修正
- (3) 児童保護及び児童福祉に関する統制された全国のデータ収集を促進するために必要とされる修正の勧告

第5103条 廃止

第5104条 児童虐待関連の全国的な情報センター

(a) 設置

長官は、省を介して、又は3年を下回らない期間の一若しくは複数の競争契約により、児童虐待に関連する情報のための全国的な情報センターを設置する。

(b) 機能

長官は、この条の(a)項により設置された情報センターを介して、次のことを行う。

- (1) 児童虐待及び放置の防止、判定、確認及び対処措置の成功が約束されている、広範な規模の実施及び反復の可能性を有するすべての効果的なプログラムに関する情報を、民間の地域社会に基盤を置いたプログラムに関するものも含め、維持管理し、調整し、かつ頒布すること。
- (2) 児童保護システムの改善を実現するために利用された最善の実践についての情報を維持管理すること。
- (3) 次に掲げることに係る情報を維持管理し、頒布すること。
 - (A) 合衆国における児童虐待及び放置事件の発生率
 - (B) 1988年児童虐待防止、養子縁組及び家

庭福祉法 (Child Abuse Prevention, Adoption, and Family Services Act of 1988) 第105条(a)項(1)号に基づき長官が決定する人口当たりのこれらの事件の発生率

(C) アルコール又は薬物による中毒に関連したこれらの事件の発生率

(4) 要求に従い、次に掲げることの評価又は確認を含む技術的援助を提供すること。

(A) 児童の身体的性的虐待事件の捜査、判定及び訴追のための多様な手法及び手続

(B) 被害児童の精神的傷害を緩和するための方途

(C) この法律に基づき州により実施される効果的プログラム

(5) 州及び地方レベルで、次に掲げる者の利用に供される多様な教育訓練資源に関連する情報を収集し、頒布すること。

(A) 児童虐待及び放置の防止、確認及び対処措置に従事し、又はこれから従事しようとしている個人

(B) 法執行、法律、裁判、医療、精神衛生、教育及び児童福祉の担当者の教育訓練を支援する州及び地方の所轄の職員

(C) 利用に供される資源の調整

(1) 一般規定

長官は、この条の(a)項により要請される全国的な情報センターを設置するに当たり、次に掲げることをしなければならない。

(A) 類似の情報センターを運営する他の連邦機関と相談すること。

(B) 児童虐待及び放置に関与する各機関並びに他の連邦機関及び情報センターの間で情報収集のための構成要素 (components) の開発及びこの種の情報センターの運営に関する情報の共有のための機構の長と相談すること。

(C) この条の(b)項に基づく要素に関わる連

邦のデータシステムを開発し、実行可能な範囲で、次に掲げる事項を内容とする既存の連邦、州、地域及び地方の児童福祉データシステムを調整すること。

(i) 誤った、根拠のない、実証されていない、及び立証された通報に関する規格化されたデータ

(ii) 児童虐待及び放置に起因する死亡数に関する情報

(D) 全国のデータ収集及び分析のプログラムを介して、かつ、この分野の州及び地方の所管機関及び専門家と協議して、州の児童虐待及び放置通報情報を収集し、編集し、利用に供し得るようにし、実行可能な範囲で、これらの情報が、普遍的で、事実関係を明確にしたもので、かつ、長官によって収集された事件単位の他の里親制度及び養子縁組のデータと統合されたものとなるようにすること。

(E) この編の第5105条(a)項に基づき実施された調査概要を編集し、分析し、かつ公表すること。

(F) 虐待を受け、放置された児童の身体的な、発達面及び精神衛生面のニーズに関連して適切な照会をし、これに取り組むために、全国で利用される最善の実践について記述した情報を収集し、頒布すること。

(G) この情報センターの構成要素に関する公衆の意見を募集すること。

(2) 守秘義務

長官は、(1)号(D)の規定を適用するに当たり、具体的な事件のデータに関連する記録の秘密を保全するための方策が策定され、実施されることを保証しなければならない。

(a) 調査

(1) 調査の主題

長官は、この分野の他の連邦機関及び専門家として認められている者と協議して、児童を虐待又は放置からよりよく防護し、虐待又は放置された児童の福祉を向上させるために必要とされる情報を提供するために計画された継続的学際的調査プログラムを、長期プログラムを含め、この調査の少なくとも一部分は新たに始められた調査であることを条件として、実施するものとする。

これらの調査プログラムは、次に掲げることを焦点としたものとすることができる。

(A) 児童虐待及び放置の性格及び範囲

(B) 児童虐待及び放置の原因、防止、判定、確認、対処措置、文化的社会経済的特徴及び結果。これは、児童の発達に及ぼす虐待及び放置の影響並びに効果的早期介入又は必要とされるその他のサービスの特定を含む。

(C) 多くの分野にわたる調整の取れた意思決定手続を含む児童虐待事件に関連した適正で効果的かつ文化的に慎重に配慮した捜査手続、行政手続及び司法システム

(D) 第5106 a 条(a)項(1)号から(12)号までの規定に従った州の児童保護システムの改善目標に合致した最良の実践の評価及び普及

(E) 対処措置計画の継続のための方策及びシステム間の児童の移行といったサービスを含め、福祉サービス及び対処措置の実施を改善する児童保護システムと少年司法システムとの間の機関間協働に向けての効果的取組み

(F) 児童虐待及び放置の分野における資源をより良く利用するための事業の重複及

第5105条 調査及び援助活動

び格差についての評価

(G) 精神衛生を含む保健サービスの提供を必要とする低所得層児童の里親制度又は州の保護者制度の自発的中止の性格、範囲及び実践

(H) この号の(I)の規定に明示する児童虐待及び放置の全国の発生率に関する情報

(I) 次に掲げる項目を含む全国の児童虐待及び放置の発生率

(i) 児童虐待の発生率が数値及び重大度で増大し、又は減少する程度

(ii) 通報された児童虐待事件の立証の有無別の発生率

(iii) 児童虐待若しくは放置の裁判所の事実認定又は関連の刑事裁判所の有罪決定に至った立証された事件の数

(iv) 児童虐待若しくは放置が通報された事件で立証されなかったもの、根拠のなかったもの及び誤ったものの件数が児童虐待又は放置の重大事件に対応する州の能力欠如の一因となってきた程度

(v) 児童虐待の疑いのある事件を通報するために法律により義務づけられた適切な資源の欠如及び人の適切な教育訓練の欠如が児童虐待及び放置の重大事件に効果的に対応する州の能力欠如の一因となってきた程度

(vi) 立証されない通報、誤った通報又は根拠のない通報であって、児童に代替的介護の措置を執る結果をもたらした通報件数及びこれらの措置の期間

(vii) 立証されない通報が児童虐待又は放置のより重大な事件として復活する程度

(viii) 代替介護における身体的性的及び精神的虐待並びに身体的精神的放置の発生率及び広まり

(ix) 年齢、性、人種、家族構成、家庭内の関係（同居の親との居住形態及び家族の規模を含む）、学校の在籍者数及び学習成績、障害、養護者としての祖父母、労働力としての地位、前年の職業上の地位並びに前年の所得

(x) 離婚、親権又はその他の家庭裁判所の手続の過程で報告された虐待の疑惑の発生率及びその結果並びにこの裁判管轄地と児童保護システムとの間の相互関係

(2) 調査

長官は、児童虐待及び放置の全国発生率並びにこの項の(1)号(I)(i)から(ix)の規定に明示する児童虐待及び放置の全国発生率に関する情報についての調査を行うものとする。

(3) 報告

「2003年児童及び家族の安全保持法（Keeping Children and Families Safe Act of 2003）」の制定日の後4年以内に、長官は、この項の(2)号の規定に基づき行った調査の成果を内容とする報告書を作成し、下院の教育及び労働力委員会及び上院の保健、教育、労働及び年金委員会に提出するものとする。

(4) 優先順位

(A) 長官は、この項の(1)号の規定の適用を目的として助成又は契約をするための調査の優先順位を定めるものとする。

(B) 長官は、「2003年児童及び家族の安全保持法」制定日の後2年以内に、及びその後2年毎に、(A)の規定に基づき提案された優先順位に関する公衆の意見を聴く機会を設け、これらの公衆の意見の公式記録を維持管理しなければならない。

(b) 技術的援助の提供

(1) 一般規定

長官は、障害者団体及び障害児に接する仕事をする者を含め、州及び地方の公共及び民間の機関及び地域社会に基盤を置いた団体に、これらの機関及び団体が児童虐待及び放置の防止、判定、確認及び対処措置に関連する、成功したプログラム・モデルの再現を含めたプログラム及び活動を計画し、改善し、開発し、実行するために助けとなる技術的援助を提供するものとする。

(2) 評価

これらの技術的援助は、次に掲げることの評価又は確認を含むことができる。

- (A) 児童の身体的性的虐待事件の捜査、判定及び訴追のための多様な方策及び手続
- (B) 被害児童に対する精神的傷害を緩和する方法
- (C) この章のこの節及び第III節に基づき州により実施される効果的プログラム
- (D) 児童保護機関を保健介護、精神衛生介護及び発育福祉事業に連結させ、法科学的診断及び健康診断並びにこれらの連結に対する障壁及び不足を解消するために利用される効果的取組み

(3) 普及

長官は、州及び地方レベルで、次に掲げる者の利用に供し得る多様な教育訓練の資源に関する情報を用意し、普及させることができる。

- (A) 児童虐待及び放置の防止、確認及び対処措置に従事する個人又は従事しようとしている個人
- (B) 虐待を受けてきた児童に関する捜査手続、行政手続及び司法手続の間において法執行職員、法務担当職員、司法職員、医務職員、精神衛生職員、教職員及び児童福祉職員を適当な相互交流の方法で教育訓練を行うことを援助する所管の州及び地方の公務員

(c) 助成を与え、又は契約をする権限

(1) 一般規定

この条に基づく長官の機能は、直接的に、又は助成若しくは契約を介して、遂行することができる。

(2) 期間

この条に基づく助成は、5年以下の期間について与えられるものとする。

(3) 長期の研究の選択

この条の(a)項に基づく調査研究を対象した助成を行うに当たり、長官は、長期事業計画の申請に特別な配慮をするものとする。

(d) 助成に対する内部審査

(1) 内部審査手続の確立

(A) 長官は、当該の分野その他の連邦機関の専門家と協議して、この条に基づく助成の申請を評価し、審査し、この類の援助を求めている事業計画の相対的価値を判定することを目的とする公式の厳格かつ優れた内部審査手続を確立するものとする。この手続の目的は、児童虐待及び放置の分野における調査研究の質及び有用性の強化とする。

(B) 規定(A)により要請された手続を確立するに当たり、長官は、児童虐待及び放置又は関連の専門分野における専門家であって審査対象の申請に対応した専門知識を有する委員及び児童家庭局 (the Administration on Children and Families) の職員又は被用者たる個人ではない委員だけを内部審査員団に任命するものとする。審査員団は、この条に基づく助成及び契約を求める申請の迅速な審査を円滑に行うために必要とされる回数 of 会合をもつものとする。ただし、年1回以上は会合をもたなければならない。長官は、内部審査員団が審査委員会のため

の科学的根拠を有する審査基準及び採点指針を利用することを保証するものとする。

(2) 助成申請の審査

この項の(1)号(A)に基づき確立された手続における各内部審査員団は、いかなる助成申請をも審査し、かつ次に掲げることを行うものとする。

(A) これらの申請に記載された各事業計画の価値を判定し、評価すること。

(B) これらの申請を、同審査員団が審査する関係会計年度における同じ優先領域にある他のすべての審査と関連して、これらの申請に記載された事業計画及びそのために要請される資金援助のすべての相対的価値に従い、格付けすること。

(C) 事業計画のための申請が承認されるべきか否かに関し長官に提言を行うこと。

長官は、競争方式による審査に依拠して、この条に基づく助成を与えるものとする。

(3) 承認の通知

(A) 長官は、この項の(1)号(A)に基づき設けられた内部審査員団が価値を有すると判定した事業計画のうちから選んで、この条に基づく助成及び契約の準備をするものとする。

(B) 長官は、あるプログラムのための申請を承認するとき、すべての申請を（この項の(2)号(B)の規定に基づく判定に従い）この申請の上に格付けをしていなかった場合には、その承認された申請にその申請を承認するために依拠した理由及び(2)号(B)の規定に基づくリストに示されたように利益の点で優れているにもかかわらず承認が保留されている各申請を承認しなかった理由についての詳細な説明を添付しなければならない。

(e) 実証実験プログラム及び事業計画

長官は、次のことを目的とした期間を限った実証実験事業計画のための州又は公共若しくは民間の機関若しくは組織（又はそれらの機関若しくは組織の共同体）に助成を与え、かつこれらと契約を締結することができる。

(1) 訪問及び交流のための安全で家庭にふさわしい物理的環境の振興

長官は、この項に基づき組織体に対し、次のことを目的とした安全で家庭に相応しい物理的環境を築き運営する組織体を援助するために助成を与えることができる。

(A) 児童と虐待をした親との間の、裁判所命令による監視の下での訪問

(B) 家庭内暴力事件において、子の保護監督権をもたない親と子の訪問を目的とする交流の安全な実施

(2) 教育における確認、防止及び対処措置

長官は、この項に基づき組織体に対し、就学前教育機関並びに初等及び中等学校と協力して教育面での確認、防止及び対処措置のサービスを提供する事業計画のために、助成を与えることができる。

(3) 危険性安全性評価ツール

長官は、この項に基づき組織体に対し、児童の虐待及び放置に関連する危険性及び安全性の評価のための調査研究に基礎を置いた戦略を開発する事業計画のために、助成を与えることができる。

(4) 教育訓練

長官は、この項に基づき組織体に対し、児童の虐待及び放置の通報を義務づけられた者に対する画期的な教育訓練のための調査研究に基盤を置いた戦略に関与する事業計画のために、助成を与えることができる。

第5106条 州並びに公共又は民間の機関及び組織に対する助成

(a) プログラム及び事業計画のための助成

長官は、州及び公共若しくは民間の機関若しくは組織（又はこれらの機関若しくは組織の共同体）に対し、次の目的のためのプログラム及び事業計画のために助成を与えること及びこれらと契約を締結することができる。

(1) 教育訓練プログラム

長官は、次の目的のために公共又は民間の組織に対しこの条に基づき助成を与えることができる。

- (A) 児童の虐待及び放置の防止、確認及び対処措置の分野において、家庭内暴力と児童虐待との間の連結を含め、これに関与し、又はそのための仕事を行う意思を有する医療、法執行、司法、社会福祉及び児童保護並びに教育の分野その他の関連分野における専門職及び準専門職の職員並びに裁判所が任命する特別弁護人（CASA）及び訴訟のための後見人たる個人の教育訓練
- (B) 児童の虐待及び放置を防止するための公共及び民間の児童・青少年・家庭福祉団体で奉仕するボランティアの募集、選抜及び教育訓練の改善
- (C) 児童の虐待及び放置の分野で働く専門職に対する情報及び教育訓練の提供を目的としたリソース・センタの設立
- (D) 法科学的診断及び健康診断を改善するための、身体及び精神の保健福祉事業を含む児童保護機関と保健医療機関との間の連繋の強化を支援するための教育訓練並びに児童の虐待及び放置の立証された事件の被害者であった児童の健康診断の必要に応える既存の連邦、州、地方及び民間の資金を利用することに向けた建設的な対処法を提供する児童保護機関と保健医療機関との間の画期的な提携
- (E) 捜査から対処措置までの間における接触の最初の時からの家族との協働を推進

するための最良の実践にあたる職員の教育訓練

- (F) 児童及び家族の法的権利を守る職員の法的義務及びその責任に関するその職員の教育訓練
 - (G) 児童福祉に関わる監察業務及び非監察業務担当者の教育訓練の改善
 - (H) 州児童福祉機関に対する、州及び地方の保健医療機関、アルコール薬物中毒防止治療機関、精神衛生機関並びにその他の児童の安全性、恒常性及び家族の安定性を増進する公共及び民間の児童福祉機関とのサービスの整備について調整する機能の付与
 - (I) 薬物中毒、家庭内暴力及び放置の状況確認のための調査研究に基盤を置いた戦略における児童保護事業者のための異なった取り組み方による訓練(クロス・トレーニング)
 - (J) 次に掲げる者を対象とした生命に危険のある状態の障害幼児に対する福祉サービスを改善するために企画される情報及び教育のプログラム又は訓練プログラムの開発、実施又は運用
 - (i) 生命に危険のある状態の障害幼児の福祉に関連する専門職及び準専門職の職員。児童保護プログラム及び保健医療施設に雇用される職員を含む。
 - (ii) これらの幼児の親
- (2) 優先順位決定手続

長官は、児童の虐待及び放置についての通報に応える改革を実証する公共及び民間の機関に対し、州の児童保護機関、地域社会福祉機関と家族支援プログラム、法執行機関、発達障害者福祉機関、薬物中毒治療組織体、保健医療組織体、家庭内暴力防止組織体、精神衛生サービス組織体、学校、教会及びユダヤ教会堂（シナゴグ）並び

にその他の地域社会の機関との間での協働の提携関係のプログラムを含め、この項に基づく助成を与え、次に掲げることについての優先順位決定システムの構築を可能にすることができる。

(A) 通報を受取り、選別し、調査して、その通報のどれが集中的な介入を求めているか、他の機関、プログラム又は事業計画に任意の付託を求められているか、について判定すること。

(B) 児童の虐待及び放置を防止するために家庭を援助する多様な形態の地域社会と連結したサービスを、直接に、又は付託により、提供すること。

(C) 児童の安全が危機に曝されている場合に補充的捜査及び集中的介入を行うこと。

(3) 相互支援プログラム

長官は、家庭をその地域社会と協力して強化する手段として、相互支援の全国ネットワーク及び自力救済プログラムを構築し、又はこれを維持するために民間組織に助成を与えることができる。

(4) 家族的介護

(A) 一般規定

長官は、10を超えない州における公共及び民間の組織体に助成を与え、成人の親族が家庭から引き離された児童のために安全な養育環境を提供することができるかと判定された場合で、かつこの親族が州の児童保護基準に適合すると判定された場合において、これらの組織体が当該児童のために選択された付託先として利用する手続を定め、又はこれを実施することを援助することができる。

(5) 児童保護機関と公共の保健機関、精神衛生機関及び発達障害福祉機関との間の連繋

長官は、児童虐待を立証されたより多く

の被害者が、適用可能な連邦及び州のプライバシー法のすべてに従い、心身の健康及び発育上のニーズを適正に診断され、治療を受けられることの保証に資するよう企画された連繋を構築することを目的として、州又は地方の児童保護機関と公共の保健機関、精神衛生機関及び発達障害福祉機関との間の連繋について整備する組織体に助成を与えることができる。

(b) 自由裁量による助成

この条の(a)項に基づく助成及び契約に加え、この条に基づく助成及び契約は、次に掲げる事項のために利用することができる。

(1) 病院の指示及び監督の下で地域社会に基盤を置いた組織により提供される一時的緊急託児プログラム

(2) 地域社会に基盤を置いた組織により提供される一時的緊急託児プログラム

(3) 児童の虐待及び放置の医学的診断の改善並びに虐待の通報が立証された児童の健康診断のためのモデルとなる対処法を整備した子ども病院又はその他の小児科及び思春期児童介護施設の内部に基盤を置くプログラム

(4)(A) 次の者に対する病院に基盤を置いた情報及び相談サービスの提供

(i) 障害児の親

(ii) 放置され又は虐待を受けたことのある児童及びその親

(B) この号の(C)(iii)の規定に定める場合を除き、この号に基づき与えられる助成を基に提供されるサービスは、次のことに関わった病院で提供されるものとする。

(i) 障害児の出生又は入院

(ii) 虐待又は放置の被害児童の治療

(C) 助成対象者が適当と判断したサービスで、この号に基づき与えられる助成を基に提供されるものは、病院を基盤とし、

かつ、次のことを内容とするのものでなければならない。

- (i) 地域社会の福祉事業に関連する情報が利用できることについての親に対する通知
- (ii) 障害児の親を対象とした、親がその子の世話をする助けとなる地域社会内の資源、特に親の教育訓練資源に関する適切な情報の提供
- (iii) 放置され、又は虐待されたことのある児童の親を対象とした、親がその子の世話をする助けとなり、虐待及び放置の可能性を減少させる地域社会内の資源、特に両親の教育訓練資源に関する適切な情報の提供
- (iv) この号の(B)の規定に定める児童の親に対する、当該児童が病院を退院した後の適切なフォローアップサービスの提供
- (v) 必要な場合における、この号の(B)の規定に定める児童の親の利用に供される地域社会のサービスの調整についての援助

助成対象者は、この号の(C)の規定に定める親の関与が自主的なものであることを保証しなければならない。

- (D) この号の目的のために、有資格の助成対象者とは、次の規定に該当する救急病院とする。
 - (i) 次のものとの協働関係にあるもの
 - (I) 保健医療提供組織
 - (II) 児童福祉組織
 - (III) 障害者組織
 - (IV) 州の児童保護機関
 - (ii) 長官により与えられるこの号に基づく助成を求める申請を提出するもの
 - (iii) この助成を基にサービスを提供することを目的として関係の病院内に事務

所を置くもの

- (iv) 事業計画を実施する際にこの号の(A)又は(B)の規定に定める者に関する医療情報、社会福祉情報及び個人情報の秘密が保持され、この事業計画の実施に関連した目的のために、長官に対し、この号の(C)の規定において要請されるサービスを提供する有資格者に対してのみ開示するものとする保証を用意しているもの
- (v) 助成の定め及び条件を実行する法的責任を引き受けているもの
- (E) この号に基づく助成を与えるに当たり、長官は、次のことをするものとする。
 - (i) この号に基づく2件の助成に対し、その一方の助成は都市環境の下でサービスを提供するために与え、他方の助成は村落環境の下でサービスを提供するために与えることを条件として、この条に基づき優先権を与えること。
 - (ii) 有資格助成対象者に対し、当該の助成に基づき受け取る金額をその助成対象者の利用に供されるその他の資金と一括するよう奨励すること。
- (5) 児童の虐待及び放置の事件を防止し、これに対処する見込みがあり、長官が承認することができるその他の革新的プログラム及び事業計画
- (c) 評価

この条に基づき事業計画に助成を与えるに当たり、長官は、これらの事業計画のすべてについてその効果を評価することを要請するものとする。この評価のための資金は、実証のための助成について定められた割合及び特定の実証実験事業計画若しくはある分類に括られた事業計画の評価を目的として長官により別途与えられた助成又は長官が別途締結した契約に従い提供される。助成対象者により

行われる評価の場合、長官は、必要とされる
ときは、科学的評価技法の厳格な適用を含め、
評価のための技術的援助を提供しなければな
らない。

第5106 a 条 児童の虐待及び放置の防止及び対 処措置プログラムのための州に対す る助成

(a) 開発及び運営の助成

長官は、州に対し、この条に基づく助成の
適用がある各州の18歳以下の児童の人口を基
礎として、各州がそれぞれの州の児童保護シ
ステムを次に掲げる事項について改善するこ
とを援助することを目的として、助成を与え
るものとする。

- (1) 虐待及び放置についての通報の受理、審
査、選別及び捜査
- (2)(A) 捜査を強化するための複数分野による
チーム及び機関間の協定の創設及び改善
- (B) 次のことを含む法的準備及び代表の改
善
 - (i) 虐待及び放置の立証された通報に関
わる訴え及びその訴えに対する応答の
手続
 - (ii) 司法手続において児童を代理するた
めに任命された個人の任命手続の規定
- (3) 進行中の事案の監視を含む事案の進行管
理並びに児童及びその親に提供されるサー
ビス及び対処措置の実行
- (4) 危険性安全性評価ツール及び協定の開
発、改善及び実行による児童保護システム
全般の強化
- (5) プログラムを支援し、児童の虐待及び放
置の通報をその受理から最終的決着まで追
跡し、州際及び州内の情報交換を可能にす
る技術についてのシステム開発及び更新
- (6) 次のことを含む教育訓練の開発、強化及
び促進

- (A) 家族との協働を推進するための調査研
究を基礎とした戦略に関する教育訓練
 - (B) これらの個人の法的義務に関する教育
訓練
 - (C) 社会福祉事業員に対する個人の安全に
関する教育訓練
- (7) 児童保護システムを通じて児童及び家族
にサービスを提供する個人並びにこれらの
個人の監督者の技能、資格及び就業可能性
についての、社会福祉事業員の新規採用及
び就業継続を含む改善
 - (8) 児童の虐待又は放置の通報を義務づけら
れた個人のための教育訓練の開発及び実施
 - (9) 児童の虐待又は放置の通報を義務づけら
れた個人のための調査研究を基礎とした教
育訓練戦略の開発及び実施
 - (10) 生命に危険のある障害幼児の家族に対す
る次のことを含む必要なサービスの調達又
は調整を援助するプログラムの開発、実施
又は運営
 - (A) 既存の社会福祉及び保健サービス
 - (B) 資金援助
 - (C) 養子縁組を中止されたことのある幼児
の養子縁組措置を実現するために必要な
サービス
 - (11) 児童保護システムの役割及び責任並びに
児童の虐待及び放置の疑いがある事件の通
報の性格及び根拠に関連する公教育を改善
するための情報の開発及び頒布
 - (12) 児童の虐待及び放置を近隣社会段階で防
止するために親及び専門家間で分担され
た主導性についての戦略を統合するための
地域社会に基盤を置いたプログラムの受容
能力の開発及び強化
 - (13) 児童保護システムと少年司法システムと
の間における、両システム間の児童移送と
いった対処措置の計画及びサービスを継続
するための方法を含む、サービス及び対処

措置の改善実施のための機関間協働の支援及び推進

- (14) 児童の虐待及び放置の防止及び対処措置のサービス（教育システムとの連繋を含む。）を提供するため、並びに虐待又は放置が確認された児童の精神衛生ニーズを含む保健ニーズを取り扱うための、公共保健機関、児童保護システム及び民間の地域社会に基盤を置いたプログラム相互間の協働の支援及び推進、並びに、通報され、立証された児童虐待の被害者である児童の迅速で総合的な健康及び発達の診断の支援

(b) 資格要件

(1) 州の計画

(A) 一般規定

この条に基づく助成を受ける資格を有するためには、州は、最初の助成申請の時及びその後5年毎に、長官に対し、この条の(a)項で定める児童保護システムにおいて当該の州が当該の助成により受領する金額で対処しようとしている領域を明確にした州の計画を作成し、提出しなければならない。

(B) 付加的条件

この号の(A)の規定に基づく最初の助成申請の提出の後、当該の州は、次のことについて、長官に通知しなければならない。

- (i) 児童の虐待及び放置の防止に関連する州法に対する、この条に基づく州の資格に影響を与え得る実質的な変更
- (ii) この条に基づき提供された資金の使用法によっては現行の州の申請に定める活動とは異なり得る活動を支援することになるような実質的な変更

(2) 調整

この項の(1)号の規定に基づき提出された州の計画は、実行可能な最大限の範囲で、

児童福祉並びに家族保全及び家族支援事業に関する「社会保障法 (Social Security Act)」第IV編B章（合衆国法典第42編第620条以下）に基づく州の計画との調整がとられなければならない、かつ、当該の助成により受領した金額を使用して、この節の目的を達成するために州が実行しようとしている活動の概要を、次に掲げることを含め、内容としたものでなければならない。

(A) 州が、児童の虐待及び放置に関連する州法を施行していること及びこれらの州法を施行しようとしていること、並びに、児童の虐待及び放置に関連する全州規模のプログラムを実施していること、及びこれらのプログラムを運営しようとしていることについての、次に掲げることを含む州の行政の最高責任者による証明書の形式の保証

- (i) 児童の虐待及び放置の周知の事件及びその疑いのある事件についての通報のための規定又は手続
- (ii) 違法薬物中毒又は出生前の薬物服用に起因する禁断症状の影響を受けて出生し、そのことが確認された幼児のニーズを取り扱う方針及び手続（児童保護システムへの適切な照会及びその他の適切なサービスのためのものを含む。）、並びに、これらの児童の移送若しくは介護に携わる保健サービス提供者が児童保護システムにこれらの児童の当該の状態の発生について告知するという条件。ただし、この告知は、次に掲げるように解釈されてはならない。

(I) 児童虐待を構成することについての連邦法の定義を明らかにすること。

(II) 違法行為に対する訴追を要求する

- こと。
- (iii) 違法薬物中毒又は禁断症状の影響を受けて出生し、そのことが確認された幼児のための安全な介護計画の開発
 - (iv) 即時の選別、危険及び安全の評価及びこれらの通報についての速やかな調査のための手続
 - (v) 切迫した被害の危険がない児童を地域社会の組織又は自発的防止事業に適切に付託するための優先順位決定手続
 - (vi) 虐待され、又は放置された児童及び、同じ介護環境の下にあり、虐待又は放置の危険の可能性のあるその他の児童の安全を確保し、これを守るために採られる即時の措置及び安全な環境にこれらの児童の場所を保証するための手続
 - (vii) 児童の虐待若しくは放置の疑いのある事件又は周知の事件について誠意ある通報をした個人について、州及び地方の法律及び規則に基づき、訴追を免除するための規定
 - (viii) 児童及び児童の親又は保護者の権利を守るための、すべての記録の秘密を保護するための方法、並びに、この項及びこの章の第III節の目的に従い作成され、維持される通報及び記録が、次に掲げる者に限定して使用可能とする条件
 - (I) 当該の通報の対象者である個人
 - (II) 連邦、州若しくは地方政府の組織体又はこの号の(A)(ix)で定める組織体の代理人
 - (III) 児童虐待に関する市民調査団
 - (IV) 児童死亡に関する調査団
 - (V) 記録にある情報が裁判所又は大陪審の審理に付された問題についての結論のために必要とされるとの認定

- があった場合における大陪審又は裁判所
- (VI) 州により、正当な州の目的に従いこれらの情報を受け取ることが法令の定めに基づき許可されたその他の組織体又は個人の集団
- (ix) 児童を虐待及び放置から保護する法に基づく責任を履行するためにこれらの情報に対するニーズを有する連邦、州若しくは地方政府の組織体又はこれらの組織体の代理人に守秘義務のある情報を開示するよう州に要求する規定
- (x) 児童を死亡させ、又は死の瀬戸際に至らせた児童の虐待又は放置の事件についての事実認定又は情報の公開を認容する規定
- (xi) 州の法執行官、裁判管轄権を有する裁判所、及び、児童の虐待又は放置の調査、評価、訴追及び対処措置に当たりサービスを提供する所管の州機関の協力
- (xii) 一般公衆に入手可能な、又は雇用若しくはその他の経歴調査を目的として利用される記録で、立証されないもの若しくは虚偽の事件におけるものについて、迅速な抹消を要求する規定及び整備された手続。ただし、この条のいかなる規定も、州の児童保護機関が将来の危険及び安全の評価に役立てるために立証できなかった通報に関する情報を社会福祉事業ファイルに保管することを妨げるものではない。
- (xiii) 虐待され、又は放置された児童に関与し、訴訟に至るそれぞれの事件において、役割に相応しい教育訓練を受けた訴訟のための後見人であって、弁護士又は裁判所が任命する特別弁護士（又はその双方）になることができ

- る者が、その訴訟において当該の児童を代理して次に掲げることを行うために任命されるよう要求するための規定及び手続
- (I) 当該の児童の状況及びニーズについての直接的で明快な理解を得ること。
- (II) 裁判所に対し、当該児童の最善の利益に関する勧告を行うこと。
- (xiv) この条の(c)項に従った市民調査団の設置
- (xv) 次に掲げることに関する規定、手続及び仕組み
- (I) 州の法律に基づき遺棄されたと判定された幼児の事件における親の権利の早期停止
- (II) 虐待又は放置の公式の事実認定に同意しない個人がこの事実認定に対して行うことができる異議申立て
- (xvi) 裁判管轄権を有する裁判所により、次に掲げることが認定された親と生存児童との家族再形成の必要を州が認めないことを保証する規定、手続及び仕組み
- (I) 当該の親の他の子どもの謀殺（この犯罪が合衆国の特別海事裁判管轄地又は領域的裁判管轄地において行われたとき第18編第1111条(a)項に基づく犯罪とされる。）を行ったこと。
- (II) 当該の親の他の子どもの故意故殺（この犯罪が合衆国の特別海事裁判管轄地又は領域的裁判管轄地において行われたとき第18編第1112条(a)項に基づく犯罪とされる。）を行ったこと。
- (III) これらの謀殺又は故意故殺を行うことを幫助し、若しくは教唆し、又はその未遂に終わり、又はこれを共謀し、若しくは懇請したこと。
- (IV) 生存児童又は当該の親の別の子に重大な身体の傷害をもたらす重罪となる暴行を行ったこと。
- (xvii) 州によるこの号の(A)(xvi)の規定に基づく規定、手続及び仕組みの実施に当たり、同(xvi)の規定に列挙されたいずれかの重罪の実行が生存児童に関する犯罪を犯した親に属する親の権利を停止させる州法に基づく理由を構成することの保証（ただし、親の権利の停止を求めるか否かは州の単独の裁量の範囲内にある。）
- (xviii) 児童保護機関の代表者が、児童の虐待及び放置の調査を受ける個人に最初に接した時に、その個人に対して行われた苦情又は十分な証拠のない申立てについて、情報提供者の権利を保護する法律に合致した態様で、その個人に助言を与えることを要求する規定及び手続
- (xix) 児童保護機関の代表者に対し、調査から対処措置までの間における最初の接触の時から児童及び家族の法的権利及び安全を保護することを目的として、その代表者の法的義務に関する教育訓練を取り扱う規定であって、かつ、同じ目的のためにこれらの代表者にこれらの義務について知らせる多様な方法を含むことができるもの
- (xx) 社会福祉事業員の教育訓練、就業継続及び監督の改善のための規定及び手続
- (xxi) 児童の虐待又は放置の立証された事件の当事者である3歳以下の児童について行われる「障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act）」C章に基づき資金を与え

られた早期介入事業への付託のための規定及び手続

(xxii) 「2003年児童及び家族の安全保持法」制定日の後2年以内における、内定した里親及び養親並びにその他の成人の親族並びに同じ家に住むが親族でない者に対する犯罪歴記録調査を要求する規定及び手続

(B) 州が医療上の放置（生命に危険な状態にある障害幼児に対する医療上必要とされる対処措置を抑制する場合を含む）についての通報に対応するための手続、並びに、次に掲げることのために整備される手続若しくはプログラム又は（州の児童保護システムにおける）その双方を整備しておく旨の確約

(i) 適正な保健・介護施設により指定された個人と同施設内において行われる調整及び協議

(ii) 適正な保健・介護施設により指定された個人による、医療上の放置の疑いのある事件について同施設内で行なわれる迅速な通告（生命に危険な状態にある障害幼児に対する医療上必要とされる対処措置を抑制する場合を含む。）

(iii) 州法に基づき、州の児童保護業務システムが法的救済を求める権限及び生命に危険な状態にある障害幼児に対する医療上必要な対処措置を抑制することを防止するために必要である場合、裁判管轄権を有する裁判所で法的手続を開始する権限

(C) 次に掲げることについての記述

(i) 当該の助成により個人、家族又は地域社会に対し、直接又は付託により、児童の虐待及び放置の発生を防止することを目的として、提供されるサービス

(ii) 当該の助成により、児童の虐待及び放置の疑いのある事件の捜査のための通報の受理、選別、評価、意思決定及び付託に関わる直接の指揮系統及び監督職員を支援するために行われる教育訓練

(iii) 当該の助成により児童の虐待及び放置の疑いのある事件を通報することを義務づけられた個人に対する教育訓練
この号の(A)のいかなる規定も、児童の虐待及び放置を判定するための裁判所の手続への公衆のアクセスに関する州の方針を決定する州の柔軟性を制約すると解釈してはならない。ただし、この方針は、最小限、児童、親及び家族の安全及び福祉を確保するものでなければならない。

(D) 「社会保障法」第IV編B章（合衆国法典第42編第620条以下）の規定に基づき実施される児童の虐待及び放置に関連するプログラム又は事業計画がこの項の(1)号及び(2)号で定める要件を遵守することの確約又は証明

(3) 制限

この項の(2)号(A)中(vi)及び(vii)の規定に関して、この条のいかなる規定も、児童の虐待又は放置の疑いのある事件を申し立てる通報又は苦情を最初に行った個人に関する身元確認情報を開示することを拒否する州の権限を制限するように解釈してはならない。ただし、裁判所が非公開で当該の通報又は苦情に関連する州の記録を審理し、当該の通報者が故意に虚偽の通報を行ったと信じる理由があると認定した後に裁判所が開示を命じた場合には、州は、この開示を拒否してはならない。

(4) 定義

この項の目的のために、次に掲げる用語の意味は、当該の各規定に定めるところに

よる。

(A) 「瀕死の状態に至らしめること (near fatality)」とは、児童を重度の又は危機的な状態に置いたと医師により証明された行為をいう。

(B) 「重度の身体的傷害 (serious bodily injury)」とは、身体に対する傷害であって、実体的な死の危険、非常に激しい身体の痛み、永く残る明らかな傷痕又は身体の部分、臓器若しくは知的能力の永続的機能喪失又は機能不全をいう。

(c) 市民調査団

(1) 設立

(A) 一般規定

この号の(B)の規定で定める場合を除き、この条に基づき助成が行われた州は、3以上の市民調査団を設立しなければならない。

(B) 例外

(i) 最低割当額を受ける州による調査団の設立

この編の第5116 b 条(b)項(1)号(A)の規定に基づきある会計年度に最低割当額の175,000ドルを受領する州は、1以上の市民調査団を設立するものとする。

(ii) 既存の組織体の指定

州は、児童死因調査団又は介護調査団といった州又は連邦の法律に準拠して設立された既存の組織体がこの項の(4)号の規定の要件を満たす能力を有し、かつ、州がこれらの組織体がこれらの要件を満たすことを保証するときは、これらの組織体の1又は複数がこの条の目的とする調査団として指定することができる。

(2) 構成員

この項の(1)号の規定に準拠して設立された各調査団は、この調査団が設立される地

域社会を広く代表する者及び児童の虐待及び放置の防止及び対処措置について専門的知識を有する者をボランティアの構成員として構成される。

(3) 会合

この項の(1)号に従い設立された各調査団は、3月に1回以上は会合をもつものとする。

(4) 機能

(A) 一般規定

この項の(1)号の規定に準拠して設立された各調査団は、州及び地方の機関の方針、手続及び実務、並びに、相当と認められる場合には、特定の事件を調査することにより、次に掲げる規定に従い、州及び地方の児童保護システム機関がどの程度効果的にそれらの児童保護責任を果たしているかを評価するものとする。

(i) この条の(b)項に基づく州の計画

(ii) この条の(b)項で定める児童保護基準

(iii) 調査団が児童の保護を確実にを行うために重要と考えるその他の基準で、次に掲げるものを含むもの

(I) 州及び地方の児童保護システムが「社会保障法」第IV編E章(合衆国法典第42編第620条以下)の規定に基づき策定された里親制度及び養子縁組のプログラムと調整する範囲についての調査

(II) 児童を死亡及び瀕死の状態に至らしめること(この条の(b)項(4)号の規定で定義したところによる)についての調査

(B) 秘密保持

(i) 一般規定

この項の(1)号の規定に準拠して設立された調査団の構成員及び職員は、次に掲げる義務を負う。

(I) 調査団が提供されている情報に関連した特定の児童保護事件について同定する情報は、いかなる者又は政府職員にも開示しないこと。

(II) 州の制定法により許可されない限り、その他の情報を公開しないこと。

(ii) **民事制裁**

この項の(1)号に準拠して調査団を設立した各州は、この号の(B)(i)の規定の違反についての民事制裁を定めるものとする。

(C) **公衆の中へ出向いて行なう調査活動**

各調査団は、現行の手續及び実務が地域社会における児童及び家族に与える影響を評価するため及びこの号の(A)の規定に基づく責務を履行するため、公衆の中へ出向いて行なう調査活動(アウト・リーチ)及び説明のための措置をとるものとする。

(5) **州の援助**

この項の(1)号の規定に準拠して調査団を設けた各州は、次の規定に従わなければならない。

(A) その調査団が審理をしたい事件に関する情報について、当該の調査団がこの項の(4)号の規定に基づく機能を果たすためにその情報が必要とされるときに入手のための整備をしなければならない。

(B) 調査団に対し、その請求に応じ、調査団の責務遂行のために人的援助を提供しなければならない。

(6) **報告書**

この項の(1)号の規定に基づき設けられた各調査団は、1年毎に、当該の調査団の活動の概要を内容とする報告書及び州及び地方の段階での児童保護システムを改善するための提言を作成し、これを州及び公衆の利用に供さなければならない。報告者が調

査団により州に提出された日から6月以内に、所管の州機関は、州がこの調査団の提言を具体化して州及び地方の児童保護システムを改善する測定可能な進歩をもたらすことができるか否か、又はいかにしてそれを行うことができるかについて記述した回答文書を、州及び地方の児童保護システム及び市民調査団に提出しなければならない。

(d) **州データ年次報告**

この条の規定に基づき助成を受けた各州は、年毎に長官と連携して、実行可能な最大限まで、次の事項を含む報告を用意しなければならない。

(1) 当該の年に虐待され、又は放置されたとして州に通報された児童の数

(2) この項の(1)号の規定に定める児童の数のうち、当該の通報が次に掲げる場合の関連児童数

(A) 立証された場合

(B) 立証されなかった場合

(C) 虚偽のものと判定された場合

(3) この項の(2)号の規定に定める児童の数のうち、次に掲げる数

(A) この条に基づき資金を供与された州のプログラム又は同等の州のプログラムに基づく当該年中のサービス提供を受けなかった数

(B) この条に基づき資金を供与された州のプログラム又は同等の州のプログラムに基づく当該年中のサービス提供を受けた数

(C) 事件の処理により当該年中に家族から引き離された数

(4) 州から当該年中に防止サービスを受けた家族の数

(5) 州内における当該年中の児童の虐待又は放置による死亡者の数

- (6) この項の(5)の規定に定める児童数のうち、里親制度の下にあった児童の数
 - (7) 前年に申し立てられた通報の受理及び選別に責任を有する児童保護担当者数
 - (8) これらの通報に関連する機関の対応所要時間のうち、児童の虐待又は放置の通報の初動調査に関するもの
 - (9) 虐待又は放置の十分な証拠のない申立てが行われた場合の家族及び児童に対するサービスの提供に関連する対応所要時間
 - (10) 児童の虐待及び放置の通報の受理、評価及び調査に責任を有する児童保護担当者のうち、前年に調査が行われた通報の件数に関連した数
 - (11) 家族の再形成に加わった児童又は家族保全事業の対象児童の数のうち、その後、児童の死亡を含め、児童の虐待及び放置が立証されるに至った数
 - (12) 児童の最善の利益を代弁するために裁判所により個人が任命された児童の数並びにこれらの個人と児童との間の裁判所外の契約の標準的な数
 - (13) 市民調査団の活動の概要を内容とする(c)項(6)号の規定により要求される州の年次報告書
 - (14) 州の児童保護システムの介護下にある児童で州の少年司法システムの保護監督下に移された児童の数
- (e) **長官による年次報告**
- この条の(d)項に基づく州の報告書を受けてから6月以内に、長官は、当該の会計年度について同項に基づき州により提供された情報を基にして報告書を作成し、その報告書及び情報を連邦議会及び児童虐待関連情報の全国情報センターの利用に供さなければならない。

第5106 a -1条 廃止

第5106 b 条 廃止

第5106 c 条 児童の虐待及び放置事件の調査及び訴追に関するプログラムのための州に対する助成

(a) **州に対する助成**

長官は、司法長官と協議して、州に対し、次に掲げることを改善するために企画されたプログラムを開発し、確立し、運営することを目的とする助成を行う権限を有する。

- (1) 被害児童に対する更なる損傷を抑止する態様による、児童の虐待及び放置事件、特に児童の性的な虐待及び搾取の事件の取扱い
- (2) 死亡に関連して児童の虐待及び放置の疑いのある事件の取扱い
- (3) 児童の虐待及び放置、特に児童の性的な虐待及び搾取の事件の調査及び訴追
- (4) 障害をもち、又は重度の保健関連の問題がある児童が虐待又は放置の被害者として関与している事件の取扱い

(b) **資格要件**

州がこの条に基づく援助のための資格を有するためには、当該の州は、次の規定に従わなければならない。

- (1) この章の第5106 a 条(b)項の要件を満たすこと。
- (2) この条の(c)項に規定する特別作業班を設置すること。
- (3) この条の(d)項の要件を満たすこと。
- (4) 毎年、長官に対し、長官が必要と思料する時に、長官が必要と思料する情報及び確約並びに州が次のことを行うことの確約を内容とする申請を提出すること。
 - (A) 長官に対し、当然なこととして要求されうる報告書を作成すること。
 - (B) この条の(a)項及び(b)項に基づく活動に関する記録を維持し、利用に供すること。

(5) 毎年、長官に対し、このプログラムに基づき受けた援助が州全土で消費された態様に関して、この条の(a)項の(1)号から(3)号までの規定に定める領域に焦点を当てた特別な注意を払った報告を提出すること。

(c) 州特別作業班

(1) 一般規定

この項の(2)号に定める場合を除き、この条に基づく援助を請求する州は、児童の身体的虐待、児童の放置、児童の性的な虐待及び搾取並びに児童の死亡に関連した虐待についての刑事司法のシステム及び問題に関連した知識及び経験を有する専門家で構成される児童の司法に関する州の多分野特別作業班（以下、「州特別作業班」という。）を設置し、又は指名し、かつ維持しなければならない。州特別作業班は、次の者を含む。

- (A) 法執行界を代表する個人
- (B) 児童の虐待及び放置に関連する民事裁判及び刑事裁判の手續に關与する裁判官及び代理人（これらの事件の弁護及び訴追に關わる個人を含む。）
- (C) 児童の代理人及びこのプログラムが実施されている場合に裁判所が指名する特別代理人の両者を含む児童代理人
- (D) 保健及び精神衛生専門家
- (E) 児童保護機関を代表する個人
- (F) 障害児に関するサービス提供の経験を有する個人
- (G) 親
- (H) 親の団体の代表

(2) 既存の特別作業班

長官の決定に従い、1983年1月1日以後に、實質的に同等の構成員及び機能を持って設置された州の委員会又は特別作業班は、この項の目的のための州特別作業班とみなすことができる。

(d) 州特別作業班の研究

州がこの条に基づく援助を受け取る前及びその後3年毎に、州特別作業班は、総合的に、次に掲げることを行う。

(1) 児童の虐待及び放置、特に児童の性的虐待及び搾取の事件並びに死に関連した児童虐待の疑いのある事件及び州際、連邦・州間及び州・部族間といった裁判管轄の並立の可能性に關わる事件の州による捜査上の取扱い、行政上の取扱い及び民事・刑事いずれもの司法上の取扱いについて審理し、評価すること。

(2) この条の(e)項に定める範疇ごとに、方針及び教育訓練の提言を行うこと。特別作業班は、関連性があり、かつ有益と考えられるその他の論評及び提言を行うことができる。

(e) 州特別作業班の提言の採用

(1) 一般規定

この項の(2)号の規定に従い、州がこの条に基づく援助を受け取る前に、州は、州特別作業班の提言を次に掲げる範疇ごとに採用するものとする。

(A) 児童の虐待及び放置、特に児童の性的虐待及び搾取の事件並びに死に関連した児童虐待の疑いのある事件及び州際、連邦・州間及び州・部族間といった裁判管轄の並立の可能性に關わる事件の、被害児童及びその被害児童の家族に対して追加される傷害を軽減し、被疑者に対する手続的公正を保障する態様での、捜査上の取扱い、行政上の取扱い及び司法上の取扱い

(B) 児童のために裁判所が任命する代理人及び訴訟のための後見人の能力の向上を含め、児童の虐待及び放置の事件、特に児童の性的虐待及び搾取の事件における民事及び刑事の裁判手續の迅速かつ順調

な解決を促進し、又は司法活動及び行政活動の効果を向上させることができ、同時に被疑者に対する手続的公正を保障する革新的問題解決方法及び技術を検査する試行的、模範的かつ実証実験的プログラム

(C) 虐待、特に性的虐待及び搾取からの児童の総合的な保護を提供し、併せて、関係者全員に対する公正を保障する州の法律、政令、規則、規約及び手続の改革

(2) 除外規定

長官の判断に従い、州は、次のいずれかの場合には、この項の要件を満たしているものとみなす。

(A) 州がこの項の(1)号の規定に基づく範疇のうち州特別作業班の提言が採用されないものそれぞれについて、州特別作業班の提言に対する代替案を採用し、この条の目的のために実施している場合

(B) 州が州特別作業班の提言又はこれらの提言に匹敵する代替案の採用に向けて実質的な進展を示している場合

(f) 利用可能な資金

この条に基づく助成のために、長官は、この編の第10603 a 条により認められた金額を利用するものとする。

第5106 d 条 援助に関連する様々な要件

(a) 施設の建設

(1) 資金の使用に関する制限

この章のこの節及び第III節に基づき提供された援助は、施設の建設に使用してはならない。

(2) 不動産賃借、借受け又は修繕

長官は、この章のこの節及び第III節の規定に基づき受け取った資金を、次の場合又は目的のための使用に充てることを認めることができる。

(A) 適切な施設が施設の賃借以外の方法では利用することができない場合

(B) 既存施設の修繕、最小限の改造又は変更のため

(b) 地理的割当て

長官は、この章のこの節及び第III節の規定に基づく援助の割当てについて、州相互間、国の地理的区域相互間、国の都市地域・村落地域相互間における均衡を達成するための基準を決定するものとする。可能な範囲内で、長官は、各州の市民がこの章のこの節及び第III節の規定に基づく少なくとも一の事業から援助を受けることを保障するものとする。

(c) 制限

この章のこの節及び第III節の規定において与えられる許可に従う助成又は契約のために割り当てられた資金は、これらの資金の割当てが認められた目的以外には使用してはならない。

(d) 連邦議会の意向

連邦議会の意向とするところは、長官は、この編に基づく援助を受けとる州並びに公共及び民間の機関又は組織のすべてを督励して、この編に基づくプログラムに参加する児童及び家族が英語に熟達していないときは、これらの児童及び家族にこれらのプログラムに基づく資料及びサービスを英語以外の適当な言語で提供することを保障すべきである、ということにある。

(e) 年次報告

第5106 a 条(a)項^(注2)の規定に基づき資金を受領する州は、この法律に基づき提供された資金が、単独で、又は他の連邦資金と組み合わせ^(注3)てその目的に向けて、かつ、第5106 a 条の目標に到達するために使用されたその態様について記述した報告書を毎年作成し、長官に提出しなければならない。

第5106 e 条 児童虐待・放置プログラムの調整

長官は、規則を制定し、この章のこの節及び第III節の規定に基づく児童の虐待及び放置に関連するプログラムと連邦資金の援助を受けているその他の同趣旨のプログラムとの間に効果的な調整がとられることを保障するために、必要又は適当な取決めを行うものとする。

第5106 f 条 報告

(a) 調整の努力

1988年4月25日から翌年の3月1日までに、及び、その後2年毎に、長官は、連邦議会の所管の委員会に対し、児童の虐待及び放置に関連したプログラム及び活動に責任を有する機関及び組織の目標及び活動を調整するために、報告の日付までの2年間においてとられた努力について、報告書を提出しなければならない。

(b) 州のプログラムの効果度

この編の第10603 a 条に基づき資金の支出が授権された最初の会計年度の後2年以内に、長官は、連邦議会の所管の委員会に対し、この編の第5106 c 条の目標に到達するために援助を受けたプログラムの効果度を評価する報告書を提出しなければならない。

(c) 市民調査団に関連する研究及び報告

(1) 研究

長官は、第5106 a 条(c)項に基づき設置された市民調査団の有効性について任意標本による研究を実施するものとする。

(2) 報告

「2003年児童及び家族の安全保持法」制定日の後3年以内に、長官は、下院の教育・労働力委員会及び上院の保健・教育・労働・年金委員会に対し、この項の(1)号の規定に基づき実施された研究の成果を内容とする報告書を提出しなければならない。

第5106 f -1条 自発的通報システムに関する報告

1993年4月30日まで、及びその後は毎年、保健福祉長官は、児童虐待放置全米センター^(注4)の長を代理として、児童の虐待及び放置の自発的通報システムを導入する州を援助するためにとられた措置に関する報告書を作成し、連邦議会の所管の委員会に提出しなければならない。この報告書は、州によって開発された児童の虐待及び放置の通報システムがこの編の第679条の規定に基づき要請された介護及び養子縁組通報児童システムと調整された範囲に関する情報を内容とするものとする。

第5106 g 条 定義

この節の目的のため、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「児童(child)」とは、次に掲げる少年(the lesser)に達しない者をいう。

(A) 18歳

(B) 性的虐待の事件を除き、当該の児童が居住する州の児童保護法により定められた年齢

(2) 「児童の虐待及び放置(child abuse and neglect)」とは、少なくとも、親若しくは介護者の側における最近の行為若しくは行為の懈怠であって、死亡若しくは重度の心身の傷害をもたらすもの、性的虐待若しくは搾取又は重度の傷害の切迫した危険のある行為若しくは行為の懈怠をいう。

(3) 「長官(Secretary)」とは、保健福祉長官(the Secretary of Health and Human Services)をいう。

(4) 「性的虐待(sexual abuse)」とは、次のことを含む。

(A) 性的に露骨な行為又はそのような行為の画像を作成することを目的としたそのような行為の演技に児童を関わらせ、又

は他の者がこれに関わることを児童に助けさせるための、児童の使役、利用、説得、誘惑又は強制

(B) 強姦及び介護者若しくは家族内の親族の場合における法定強姦、性的いたずら、買春又はその他の形態による児童の性的搾取又は児童との近親相姦

(5) 「州(State)」とは、複数ある州のそれぞれ、コロンビア特別区 (the District of Columbia)、プエルト・リーコ準州 (the Commonwealth of Puerto Rico)、ヴァージン諸島 (the Virgin Islands)、グアム (Guam)、アメリカン・サモア (American Samoa)、北マリアナ諸島準州 (the Commonwealth of the Northern Mariana Islands) 及び太平洋諸島信託統治領 (the Trust Territory of the Pacific Islands) をいう。

(6) 「医学上必要とされた措置の抑止 (withholding of medically indicated treatment)」とは、幼児の生命に危険のある状態に対し、担当の医師の合理的な医学的判断において、これらの状態すべてを改善し、又は矯正するために効果的である可能性が最も高い措置 (適当な栄養、水分補給及び投薬を含む。) を施すことにより対応することを怠ることをいう。ただし、この用語は、担当の医師の合理的な医学的判断において、次に掲げる場合に該当するときは、幼児に対する措置 (適当な栄養、水分補給又は投薬以外のもの) を施すことを怠ることは含まない。

(A) その幼児が長期的かつ回復不可能な昏睡状態にあるとき。

(B) これらの措置の実施が、次に掲げるいずれかに該当するとき。

(i) 死期を延ばすに過ぎないとき。

(ii) 幼児の生命に危険のある状態すべて

の改善又は矯正に効果的でないとき。

(iii) その他その幼児の生存に関しては役立たないとき。

(C) これらの措置の実施が、その幼児の生存に関しては事実上無益であり、かつ、これらの状況の下での措置自体が非人道的であるとき。

第5106 h 条 歳出予算の承認

(a) 一般規定

(1) 全般的承認

^(注5)
この節を施行するために、2004会計年度には1億2千万ドル、2005年から2008年までの各会計年度には必要とされる金額の歳出を授権する。

(2) 自由裁量による活動

(A) 一般規定

長官は、この項の(1)号の規定に基づく1会計年度の歳出予算額の30パーセントをこの節に基づく自由裁量による活動に資金提供するために使用することができる。

(B) 実証実験事業

長官は、この号の(A)の規定に基づく1会計年度の使用可能額のうち、40パーセント以下の金額をこの編の第5105条の施行のために使用できるようにしなければならない。

(b) 会計年度の制限のない資金の利用可能性

長官は、この節における承認に従い歳出予算化された資金がその資金の歳出目的のために支出されるまで利用可能なものとして維持されることを保障しなければならない。

第5106 i 条 解釈の規準

(a) 一般規定

この章のこの節及び第III節のいかなる規定も、次に掲げるように解釈してはならない。

- (1) 親又は法定後見人がそれらの者の宗教上の信念に抵触する医療又は措置を児童に施すという連邦の要請を定める。
- (2) 親又は法定後見人がそれらの者の宗教上の信念に従い、医学的措置よりも、専ら若しくは部分的に、信仰上の手段を信頼している事件において、州が虐待又は放置を認定することを要請し、又は、州がこれを認定することを禁じている。

(b) 州の必要条件

この条の(a)項の規定に拘わらず、州は、少なくともその州の児童保護システムが法的救済を追求することを許可する州法に基づく正規の権限、裁判管轄権を有する裁判所において裁判手続を開始する権限及び児童に対する医学的な手当若しくは措置を重大な損害の防止若しくは救済のために必要とときに施す権限又は生命に危険のある状態の児童に対する医学的に必要とされる措置を抑制することを防止する権限を有するものとする。ただし、生命に危険のある状態の障害幼児に対する医学的に必要とされる措置の抑制に関しては、この項の権限の行使に関する事案に応じた判断は、州の単独の自由裁量権の範囲内にあるものとする。

第5107条 自由裁量によるプログラム；歳出予算の承認

- (a)(1) 保健福祉長官は、州並びに公共及び民間の非営利の組織及び機関に対し、直接若しくは助成を通じて、又は、州、公共機関並びにその他の機関及び組織と共同して資金提供を受ける協力の取決めを通じて、児童虐待の防止及び対処措置並びに養子縁組の改革に関連した全国的意義のある活動並びに児童の虐待及び放置に関する情報を収集し、頒布する全国センターの運営及び児童の養子縁組措置を円滑化する全国的な養子

縁組情報交換システムの運営のために整備を行う権限を有する。

- (2) 長官は、この項の規定を施行するに当たり、この編の第5101条(a)項の規定に従い1982年及び1983年の各会計年度における児童虐待放置全国センターの継続的運営のための整備をしなければならない。

- (3) 長官は、1982年又は1983年の会計年度において、この編の第5101条(b)項に定められた活動を実行することを決定したときは、児童虐待放置全国センターを通じてこれらの活動を実行するものとする。

- (b) この条を施行するために、1982年及び1983年度の各会計年度において1,200万ドルの歳出を授権する。いずれの会計年度においても、この項の規定に基づく歳出予算額のうち200万ドル以上は、「1978年児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革法 (Child Abuse Prevention and Treatment and Adoption Reform Act of 1978)」の第II編を施行するために使用することができるものとする。

第II節 養子縁組の機会

第5111条 連邦議会による事実認定及び目的の宣言

(a) 事実認定

連邦議会は、次のとおり、事実を認定する。

- (1) 代替介護を受けている児童数は、1994年以降24パーセント近く増大してきており、我が国の里親制度の下にある児童数は、2001年9月現在565,000人以上に達している。
- (2) 里親制度の下に入る児童は、妊娠中の介護を受けなかった母親のもとに生まれ、生命に危険のある状態若しくは障害を持って生まれ、アルコール若しくはその他の薬物の中毒となって生まれ、又はヒト免疫不全

ウィルス（HIV；エイズ・ウィルス）病原体に感染する危険に曝されてきたために、特別なニーズを有する多くの児童と共に里親制度の下に入る児童は、集中的措置を必要とする複雑な問題を抱えている。

- (3) 毎年、何千もの児童が、永続的な養子を望む家庭に養育の場を定めることを必要とする。
- (4) 何千もの児童が、永続的な養親家庭にその養育の場を定めることに法的その他の障壁があるという理由だけで収容施設又は里親制度の下に留まっている。
- (5)(A) 現在、131,000人の児童が養子縁組を待っている。
- (B) これらの児童は、一般的には、学齢期にあり、兄弟姉妹があり、放置若しくは虐待を体験し、又は身体的、精神的若しくは情緒的な障害を有する。
- (C) 児童はすべての人種にわたるが、有色人種の児童及び年長の（10歳以上の）児童は、これらの集団における比率が高すぎる。
- (6) 養子縁組は、これらの児童の健全な発達を保証する最善の選択肢となりうる。
- (7) 養育の場を定めることに障壁があるために養子にすることができない児童を養子にすることを求めている適格者がいる。
- (8) 児童の家庭環境の安定性及び愛情を強化すること並びに公的資金の無駄な消費を避けること、そのいずれのためにも、養子縁組が適当であり、かつ、児童のために家族を見つけることができる場合には、これらの児童は、医学的に指示された対処措置を抑制されたり、里親制度の下で、又は公共収容施設で養育されるべきではない。
- (b) **目的**
この節は、次に掲げることのための仕組みを整備することにより、養子縁組の地理的な

ものを含む障壁の除去を容易にすること、及び、養子縁組により利益を受ける児童、特に、生命に危険のある状態にある障害幼児を含む特別なニーズを有する児童のために、永続的な愛情のこもった家庭環境を提供することを目的とする。

- (1) 養子縁組措置並びに縁組成立前、縁組成立後及び法的養子縁組後の相談のための質的基準並びに養子縁組の必要がある児童の権利保護のための基準を向上させること。
- (2) 養子縁組により利益を受ける児童とこれらの児童を求めている適格な養親候補者とを引き合わせるための、インターネットを基盤とした全国的養子縁組情報交換システムを維持し、養子縁組を待っている児童の養親候補者に及ぼすことを目的とする全国的募集の努力を指揮すること。
- (3) 養子縁組が適当な計画であると判断されたことがある児童のための、養子縁組に向けて制約から解放する迅速な方途を実証すること。

第5112条 廃止

第5113条 情報及びサービス

(a) 一般規定

長官は、保健福祉省において、養子縁組及び里親制度に関係する全省の活動の計画策定及び調整のため、並びにこの節の規定を施行することに焦点を定める適切な行政上の取決めを確立するものとする。長官は、目的を遂行するために必要とされる相談事業、現場での技術的援助及び人員並びに給与及び旅費を含む応分の行政費用、並びに、特別なニーズを有する児童、特に生命に危険のある状態にある障害幼児の養子縁組を促進する事業及び障害児の養子縁組を考慮している夫婦に対するサービスを利用できるようにしておかなければ

ればならない。

(b) 要請される活動

この節の規定を施行することに関連して、長官は、次に掲げることをしなければならない。

(1) 養子縁組に関する教育及び訓練プログラムを（直接に、又は公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成若しくはこれらとの契約により）実施し、すべての利害関係者、公共及び民間の機関及び組織（病院、医療及び家族計画専門の医院並びに社会福祉機関を含み、これに限定されない。）並びに行政機関に対し、養子縁組及び養子縁組援助プログラムに関する情報及び教育訓練資料を（直接に、又は公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成若しくはこれらとの契約により）作成し、公表し、かつ頒布すること。

(2) 直接に、又は公共若しくは民間の組織への助成若しくはこれらとの契約により、全国規模で現在進行中の大規模な募集運動を指揮し、養子縁組の必要がある児童を適当な養親と結び付けるための全国的な国民啓発運動を展開し、採用された家族について、家族が時宜に応じた態様でサービスを受けることを保証する適切な州又は地方の養子縁組資源と調整された付託システムを確立すること。

(3) その他のいかなる法の規定にかかわらず、次に掲げることのために（直接に、又は、公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成若しくはこれらとの契約により）整備すること。

(A) 全国養子縁組情報交換システム（児童の養子先の決定を容易にするために必要な情報のみを含むものであって、養子縁組により利益を受ける児童の養育の場を確認すること及び養親の家庭に養子縁組

を待つ児童の養育の場を定める助けとするためにコンピュータ及びデータ処理技術を利用するもの）の運用

(B) このシステムと、同様の州及び地方のシステムとの調整

(4) 養子縁組に関連するプログラム及び活動の計画策定、改善、開発及び実施についての技術的援助の提供のため、並びに、養子縁組の分野における少数者の専門的な指導者養成を推進するために（直接に、又は、養親家族の集団及び少数者集団を含む、公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成若しくはこれらとの契約により）整備すること。

(5) 法人及び小規模な企業が、児童を養子として引き取る被用者に対する養子縁組手当プログラムの確立を含め、積極的な家族強化策の選択肢として、養子縁組支援への参加を奨励すること。

(6) 親族介護の取決めをした家庭、養子縁組前の家庭又は養親の家庭に児童の養育の場を定めるに当たり支援すること。

(7) 州が公共若しくは民間の機関（地域社会に基盤を置いた組織及びその他の組織を含む。）又は宗派の施設と、養親及び里親となる見込みのある家族の募集並びに児童の養子縁組に当たり援助を与えるために契約をすることの有効性を研究すること。

(8) その他の所管の連邦の省及び機関により実施されるプログラムに基づき提供されるサービス及び利益と長官により実施されるそれらとの最大限の調整を推進するために、これらの省及び機関と協議し、養子縁組に関する保健福祉省内のすべてのプログラムについて、これらの面での調整のための整備を行うこと。

(9) 次に掲げることのために、特別なニーズ対応の養子縁組全国資源センター（a

National Resource Center for Special Needs Adoption) を（直接に、又は、公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成若しくはこれらとの契約により）維持すること。

- (A) 養子縁組の分野における少数者の専門的指導者養成の推進
 - (B) 養子縁組及び特別なニーズを有する児童の養子縁組の分野における専門的能力の修得のために、サービス提供者及び州の機関に教育訓練及び技術的支援を提供すること。
 - (C) 養子縁組を待つ児童のニーズ及び養親家族のニーズを満たすための学際的研究方法の開発を促進すること。
- (10) 養親家族に養育の場を定める少数者集団の児童（里親制度の下にあるが、養子縁組を目標としている者）の数の増加を目的としたプログラムの提供のために、少数者集団の家族の募集を特に重視して（直接に、又は州、地方政府の組織体、公共若しくは民間の免許を受けた児童福祉若しくは養子縁組機関、若しくは養親家族の集団及び少数者集団に接する仕事をした経験を有する地域社会に基盤を置いた組織に対する助成、又はこれらとの契約により）次の条件に従い、整備を行うこと。
- (A) その整備には、次に掲げるような活動を含むことができる。
 - (i) 公衆にこれらの児童のニーズ及び人数について周知させるための、公衆への働きかけ（アウト・リーチ）、公教育又は報道機関による運動
 - (ii) これらの児童の養親となる見込みのある家族の募集
 - (iii) 適切な場合における、これらの児童を法的に確保することを可能にする条件整備の促進

(iv) 適切な場合における、これらの児童の養親となる見込みのある家族として確認された家族についての機関による評価の促進

(v) 養親となる見込みのある家族の支援集団の編成

(vi) 次に掲げるところで働く職員の訓練

(I) 公共機関

(II) 州により免許を与えられた民間の児童福祉養子縁組機関

(III) 少数者集団と接する仕事をした経験を有する養親組織及び地域社会に基盤を置いた組織

(vii) ボランティア及び養親集団の利用

(viii) 長官によりこの節の目的を推進するために決定されたその他の活動

(B) この整備は、これらの助成又は契約が、これらの児童に対する適切で十分な養育の場の決定が前の資金供与期間に行われたことを立証する書類が長官に提出されたときに更新することができるという条件に従うものでなければならない。

(11) 年長の（里親制度の下にあり、養子縁組を目標としている）児童で養親家族に養育の場を定めることができる者の数を、児童を特定した募集戦略に特別な力点を置いて、増加させることを意図したプログラムを実施するために、次に掲げることを含め、（直接に、又は、州、地方政府の組織体若しくは公共若しくは民間の免許を有する児童福祉若しくは養子縁組機関に対する助成又はこれらとの契約により）整備を行うこと。

(A) 公衆に養子縁組の利用が可能な年長の青少年のニーズ及びその人数について周知させるための公衆への働きかけ、公教育又は報道機関による運動

(B) 年長の青少年の特別なニーズ及び児童

に焦点を定め、児童を特定した募集の努力に関する職員の訓練

(C) これらの児童の養親となる見込みのある家族の募集

(c) 特別なニーズを有する児童の養親となる家族に対するサービス提供

(1) 一般規定

長官は、特別なニーズを有する児童の養親となる家族のための法的養子縁組成立後のサービス提供のために（直接に、又は、州、地方政府の組織体、公共若しくは民間の免許を有する児童福祉若しくは養子縁組機関若しくは養親家族の集団に対する助成又はこれらとの契約により）整備を行わなければならない。

(2) サービス

この項に基づき行われる助成に基づき提供されるサービスは、次に掲げるものを含め、同じ一般的目的のために利用することができる資金によるサービスを補完するものとし、これに取って代わるものとはしない。

(A) 個人を対象とした相談

(B) 集団を対象とした相談

(C) 家族を対象とした相談

(D) 介護体制の事案別運用管理

(E) 公共機関の養子縁組担当職員、州により免許を与えられ、養子縁組サービスを提供する民間児童福祉及び養子縁組機関の職員、精神衛生専門職並びにこの項に基づきサービスを提供するその他の支援職員の訓練

(F) 養親組織に対する援助

(G) 養親支援集団、養子となった児童及び養子となった児童の兄弟姉妹に対する援助

(H) 通院治療

(I) 一時介護

(d) 里親制度の下にある児童の養育の場の設定率の向上

(1) 一般規定

長官は、里親制度の下にある児童について法的に養子縁組について制約がない養育の場を設定する件数を増加させる州の努力を促進するために、確定段階前の改善の計画及び目標に応じて、助成を行うものとする。この条により資金を提供される助成は、特別なニーズを有する児童で法的に養子縁組について制約がない者のために行う養育の場の設定を促進するために利用される革新的な解決策並びにその着手の成功及び失敗の概要を説明する強力な評価を構成要素として含まなければならない。その評価は、この条により資金を提供される事業計画の成果をまとめ、連邦議会の所管の委員会に報告書を提出することとされている長官に提出される。このプログラムの重点は、養育の場の設定率の促進に置かれるものであり、永続的な家庭に引き取られる特別なニーズを有する児童の総数に置かれるものではない。

長官は、助成の申請を審査するに当たり、連邦資金が無いときに継続するために企画された改善を提案している助成申請者に優先権を与えるものとする。

(2) 申請；技術的援助及びその他の援助

(A) 申請

この項に基づき合意を行う州はそれぞれ、当該の州が申請日の後の3会計年度の期間にこの条の目的を達成するために資金を利用する態様を記述した申請書を、長官に提出しなければならない。この申請書は、長官が適当と判断した様式及び態様のものでなければならない。各申請書は、(1)号の規定に定められた措置の証明を含まなければならない。

(B) 技術的援助及びその他の援助

長官は、直接に、又は、公共若しくは民間の機関若しくは組織に対する助成又はこれらとの契約により、次に掲げることについて整備を行うものとする。

- (i) 親の権利の停止に関して、州又は地方政府による養親家族の募集及び確保、特別なニーズを有する児童のために養育の場を設定する措置の成功並びに法的養子縁組成立後のサービス提供を含む、措置前及び措置後のサービスの提供に当たり、これら政府を助けるための技術的援助並びに資源及び付託に関する情報
- (ii) 州及び地方政府が合衆国の他の地域での養子縁組関連の事業計画の成功例を再現するために助けとなるその他の援助

(3) 支出

(A) 一般規定

この項に基づく支出は、1989会計年度中に開始する。この条に基づく支出は、いずれの会計年度においても、100万ドルを超えてはならない。この項に基づく支出は、500万ドルを超える額がこの編の第5115条(a)項に基づき当該会計年度の歳出予算に計上されていない限り、これを行うことはできない。

(B) 未使用資金の返還

この項に基づき州に対して行われた支出は、支出が行われた会計年度中に(1)号の規定された目的のために当該の州により使用されないときは、その支出は次の会計年度の10月1日に長官に返還され、この節の目的の達成のために使用されるものとする。

(e) 裁判管轄を越えた養子縁組に対する障壁の除去

(1) 一般規定

長官は、裁判管轄を越えた児童の養子縁組の障壁を除去する努力を推進する主導力を実行するため、州、地方政府の組織体、公共若しくは民間の児童福祉若しくは養子縁組機関、養子縁組交流事業若しくは養親家族の集団に助成を与え、又は、これらと契約を締結するものとする。

(2) 補完するが代替はしないサービス

この項に基づき行われた助成に基づき提供されるサービスは、次に掲げることを含む同じ一般的目的のために利用に供しうるその他の資金を使用して提供されるサービスを補完するものとし、これに代わるものとはしない。

- (A) 統一的な家庭研究の標準及び州と裁判管轄地との間における家庭研究の受入れのための規約の開発
- (B) 裁判管轄を越える児童の養育の場の設定に資金を提供するモデルの開発
- (C) 増加する児童に対応するすべての養子縁組交流事業の許容能力の拡大
- (D) 州境を越えて児童の準備を整え、これらの児童を移動させることに関わる教育訓練のための資材及び教育訓練担当社会福祉事業員の開発・育成
- (E) 裁判管轄を越えた機関、養子縁組交流及び親支援集団の間のネットワークづくりの先駆となるモデルの開発及び支援

第5114条 認可を受けていない、又は監督を受けていない養子縁組措置の研究及び報告

(a) 一般規定

長官は、次に掲げることを選定するために企画された研究（その結果は、1978年4月24日の後8月以内に連邦議会の所管の委員会に報告されるものとする。）のための整備を行な

わなければならない。

- (1) 養親家庭（対象の児童の継親又は親族の家庭は含まない。）に、人又は機関によって行われる州際（及び実現可能な範囲内における州内の）児童の養育の場の設定措置の性格、範囲及び効果
 - (2) 州際措置が州境を越えて資金を提供される仕組み
 - (3) 州際及び州内の養子縁組のための最良の実践例の推薦
 - (4) 特別なニーズを有する児童の範囲を定める方針により同じ範疇の児童の識別又は分類を行う仕組み
- (b) **成功する養子縁組の力学**

長官は、養子縁組の結果及びこれらの結果に影響した要因についての調査を（直接に、又は、公共若しくは民間の非営利調査機関若しくは組織に対する助成又はこれらとの契約により）遂行するものとする。長官は、この調査結果を内容とする報告書を連邦議会の所管の委員会に、「2003年児童及び家族の安全保持法」制定日の後36月以内に提出するものとする。

(c) **裁判管轄地間養子縁組**

「2003年児童及び家族の安全保持法」制定日の後1年以内に、長官は、連邦議会の所管の委員会に、介護対象児童の裁判管轄地間養子縁組を容易にする行動計画のための勧告を内容とする報告書を提出するものとする。

第5115条 歳出予算の承認

- (a) この節に基づき承認されたプログラム及び活動を実施するため、2004会計年度の歳出予算には4000万ドルを、また、2005年から2008年の会計年度の歳出予算には、それぞれ必要な金額を計上する。
- (b) 長官は、この節における承認に従い歳出予算に計上される資金が、その予算の目的のた

めに支出されるまで利用可能な状態に保たれることを保証するものとする。

第5115 a 条 廃止

第III節 児童の虐待及び放置の防止のための地域社会を基盤とした助成

第5116条 目的及び権限

(a) **目的**

この節の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の虐待及び放置の防止を目的とした主導性を確立し、発動し、拡張し、強化し、かつ適当な場所では、ネットワークを作る地域社会に基盤を置いた努力を支援すること、及び、家族をより強化し、支援して児童の虐待及び放置の可能性を低下させるために調整された資源及び活動のネットワークを支援すること。
- (2) 児童の虐待及び放置の防止及び対処措置に効果あるものとするために国民各層の理解、認識及び知識を涵養すること。

(b) **権限**

長官は、この編の第5116 a 条(1)号に基づき、次に掲げることを目的として、州により主導的な組織体（以下、この節において「主導組織体（lead entity）」という。）として指定された組織体に対し、定式化された根拠に基づき、この節に基づく助成を行うものとする。

- (1) 家族を強化し、支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、予防に焦点を当てた（適当な場所においては、ネットワークを通じての）プログラム及び活動であって、次に掲げることをするためにアクセス可能であり、効果的であり、文化的に適当であり、かつ既存の能力の上に築かれたものについての、展開、運用、拡張及び強化

- (A) 家族に対して援助を提供すること。
 - (B) 親に対して早期の総合的支援を提供すること。
 - (D) 親業の技能の開発を、特に若い親及び極めて幼い子どもを持つ親について、これを促進すること。
 - (D) 家族の安定性を向上させること。
 - (E) 地域社会内で利用することができるその他の公式及び非公式の資源及び機会に対する家族のアクセスを改善すること。
 - (F) 障害児を持つ家族の追加的ニーズに対し、一時的介護その他の事業を介して、これを支援すること。
 - (G) 障害児の親、障害のある親、人種的民族の少数者及び代表する者が少なく、十分な待遇がなされていないその他の集団の構成員の間における場合を含め、有意義な親の主導性への関与を実証すること。
 - (H) 早期の保健及び育成サービスの相談事業を整備すること。
- (2) 州及び地域社会を基盤とした公共及び民間の協働及び連携を通じた児童及び家族に対する連続体を成す一連の防止事業の開発の促進
- (3) この編の第5116 d 条(3)号の規定に基づき要請される現行の実施可能なサービスの目録及び説明書により対処されていないニーズとして確認され、実施可能な限度まで資金供与水準及び地域社会の優先順位を与えられた、地域社会に基盤を置いた家族資源及び支援プログラムのネットワークに統合された特定の家族資源及び支援プログラム事業（例えば、一時的介護、児童の虐待及び放置の防止活動、障害者福祉、精神衛生、住居提供、運輸、成人教育、家庭訪問及びその他の類似の事業）の立上げ、維持管理、拡張又は再設計のための資金供与

- (4) 家族を強化し、支援し、児童の虐待及び放置を（適切な場所ではネットワークを通じて）防止するために企画されたプログラム及び活動を確立し、運用し、又は拡張するための資金供与、計画策定、地域社会の機動性、協働、査定、情報提供及び相談、立上げ、教育訓練及び技術的援助、情報管理、通報並びに評価の費用に対する資金の活用を通じての資金投下の最大化
- (5) 親及び児童の健康で確実な発達並びに児童の虐待及び放置の防止活動の促進に重点を置いた公共の情報活動への資金供与

第5116 a 条 資格

州は、次に掲げる場合には、この節に基づく助成を受ける資格を有するものとする。

- (1)(A) 州行政の最高責任者が、この節に基づく資金をこの節の権限に基づき確認された目的で運用するため、並びに、家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を（適切な地域においては、ネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動を開発し、実施し、運用し、強化し、又は拡張するために、主導組織体を指定しているとき
- (B) これらの主導組織体が、家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を防止するために存在する既存の公共、準公共若しくは非営利の民間の組織体（州の制定法、行政命令又はその他の州の明文化された権限に従って設立されたものではない組織体を含む。）であって、教育訓練及び技術的援助を提供するためにその他の州機関及び地域社会に基盤を置いた機関と共に働くための実証済みの能力を有し、かつ、消費者であり、これらの努

力による望ましい成果を得るに当たり、プログラムの策定、実施及び評価並びに申請機関の政策決定において指導力を行使用することができる親の有意義な関与を保証する力量及び姿勢を有するものであるとき

(C) この号の(A)の規定に基づき指定する組織体の決定に当たり、行政の最高責任者が、州の信託資金諮問委員会又は連邦、州及び民間の資金を広範な児童の虐待及び放置の防止活動並びに家族資源プログラムのために活用し、地域社会からの参加者を含む学際的な、公私両面の機構により指導される既存の組織体について、等しく、優先的に考慮しなければならないとき

(D) この節（この節は、1996年10月3日に施行された。）に基づく資金の運用を目的とした州の信託資金諮問委員会を設置した州の場合、並びに、連邦、州及び民間の資金（この号の(C)の規定に定める。）を活用する一又は複数の組織体が存在する場合に、行政の最高責任者が、この号の(A)の規定に基づき指定されることを希望するすべての組織体の力量及び専門的能力についての十分な審査の後で初めて主導組織体を指定するものとされているとき

(2) 州行政の最高責任者は、主導組織体が、次に掲げることを整備し、又は整備する責任を有することを確約する。

(A) 家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動であって、学際的機構の指導による、民間部門及び公共部門の構成員、親、並びに、

公共及び民間の非営利のサービス提供者並びに障害児を持つ家族と提携して働いた経験を有する個人及び組織からの均衡のとれた代表者との、地域的、協働的、公共民間両部門の提携によって構成されるもの

(B) 学際的、協働的、公共民間両部門の機構を通じて、民間及び公共部門の構成員、親、公共部門及び民間非営利部門のサービス提供者並びに障害のある親それぞれの代表を均衡のとれたものにするための指導

(C) 確認された目標及び目的、意思伝達と責任との明確な線引き、並びに、連邦、州及び民間の財源からの資金の活用及び組合わせについての整備、査定及び計画策定の一元化、教育訓練及び技術的援助並びに通報及び評価の機能

(3) 州行政の最高責任者は、主導組織体が、次に掲げる規定に該当するものであることを確約する。

(A) 家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の開発、運用及び監督における親の参加に対する実証済みの方針を有すること。

(B) 家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動を通じた、児童及び家族に対する防止のための、家族中心的、かつ総合的な一連の事業を開発するために、州及び地域社会に基盤を置いた公共組織及び民間非営利組織と協働するための実証済みの能力を有

すること。

- (C) 家族を強化し、かつ支援して、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動に対する、運用上の支援（資金供与及びプログラムについてのもの）、教育訓練、技術的援助及び評価についての援助を、革新的な、機関間の資金投下に関した、複数の専門分野にまたがる事業遂行の仕組みを通じて提供する力量を有すること。
- (D) その活動を、障害児を持つ家族、障害のある親と提携して働いた経験を有する個人及び組織並びに州の児童虐待及び放置防止活動と将来統合することとしていること、かつ、これらの活動に対する財政的方針を実証すること。

第5116 b 条 助成金額

(a) 留保

長官は、この編の第5116 i 条に基づくある会計年度の歳出予算額の1パーセントをアメリカ先住民の部族及び部族組織並びに移民のプログラムに対する割当てのために留保するものとする。

(b) 残額

(1) 一般規定

長官は、この編の第5116 i 条に基づくある会計年度の歳出予算額及びこの条の(a)項に基づく留保後の残額を、次に掲げるところに従い、州の間で割り当てるものとする。

- (A) この歳出予算額の70パーセントは、各州に対し、当該の州に居住する18歳未満の児童数が全州に居住する18歳未満の児童数に対して示すのと同じ割合をこの歳出予算額に対して示す金額を割り当てるという方法で、州の間で割り当てるものとする（ただし、この(1)号(A)の規定に基づき175,000ドル以上を受領する州がないときは、この限りでない）。

- (B) この歳出予算額の30パーセントは、各州に対し、前の会計年度において現に指定されている州の主導組織体を通じて活用され、かつ監督される民間、州又はその他の非連邦の財源が、前の会計年度において全州により民間、州又はその他の非連邦の財源から活用され、かつ、各州の現行の主導組織体を通じて監督される金額の総計に対して示すのと同じ割合をこの歳出予算額に対して示す金額を割り当てるという方法で、州の間で割り当てるものとする。

(2) 追加的要件

長官は、州の主導組織体に対し、この項の(1)号に基づく割当ての用意をするものとする。

(c) 割当額

この条に基づき一州に割り当てられる資金は、次に掲げる条件に従うものとする。

- (1) 3年を期限とする。
- (2) 長官から州に対し、年単位で、この条の(b)項に定めるところに従い、提供されるものとする。

第5116 c 条 廃止

第5116 d 条 申請

助成の申請が州から長官に提出され、かつ、この申請がこの編の第5116 a 条の規定を施行するために必須なものとして長官が明示した種類の情報を、次に掲げるものを含め、内容としていない限り、この節に基づく州への助成が行われることはない。

- (1) この節に基づき提供される資金の運用及びこの編の第5116 a 条の要件を満たす、家

- 族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動を通じて資金を投入されたプログラムの監督について責任を有することとなる主導組織体についての説明
- (2) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を（適当な地域ではネットワークを通じて）防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動が運用される仕組み、並びに、公共組織及び民間非営利組織により提供される家族資源及び支援サービスが児童及び家族に対する家族中心的、全体的防止のための一連のサービスの展開に統合される仕組みについての説明
- (3) 児童の虐待及び放置を防止するために現在対応されていないニーズ並びに地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の項目詳細の説明
- (4) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の開発、運用及び拡張のための、州がこの節に基づく活動のためにこの節に基づき受領する金額の20パーセント以上に等しい金額を、非連邦資金として（現物支給ではなく、現金で）支出することを実証する予算案
- (5) この節に基づき受領した資金が、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の立ち上げ、維持、拡張及び改訂のために指定されたその他の州及び地方の公共資金を補完するが、これに取って代わることはないことの確約
- (6) 消費者であり、かつ、申請機関がその努力のため望ましい成果を得るに当たってのプログラム及び政策決定の計画策定、実施及び評価において指導力を行使することができる親の有意義な参加を保証する力量を州が有することの確約
- (7) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動を、ネットワークの開発、拡張又は強化の一部として、開発し、又は選定し、かつ資金投下のために組織体が利用する基準の説明
- (8) 組織体、並びに、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動が、人種的民族的少数者、障害のある児童及び成人、住居のない家族及び住居を失う危険のある家族、並びに、その他の十分な待遇を受けていない集団又は代表する者が少ない集団の参加を最大化するために着手することを予定している、公衆の中へ出向いて行なう活動（アウトリーチ）についての説明
- (9) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動に対する、開発、運用、拡張及び強化活動のための、運用上の支援、教育訓練及び技術的援助を提供する計画
- (10) 申請組織体の活動並びに（適当な地域での）ネットワーク及びその構成員が評価を受ける仕組みについての説明
- (11) 申請組織体が、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ

防止に焦点を定めたプログラム及び活動の児童及び家族に対する事業の遂行を促進するために、州の政策、実践、手続及び規則に系統的変更を提言するためにとる予定の行動についての説明

- (12) 申請組織体が長官に対し、長官が要求する時に、長官が要求する情報を内容とする報告を提供することの確約

第5116 e 条 地方プログラムの要件

(a) 一般規定

この節に基づき行われた助成は、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動で、次に掲げることを行うものについて、これを開発し、実施し、運用し、拡張し、強化するために利用されるものとする。

- (1) 親、地方公共機関、地方非営利組織並びに民間部門の代表者の参加を得て行われる計画策定の過程を通じて、地域社会の資産及びニーズを査定すること。
- (2) 児童及び家族、特に若い親及び年少児童を持つ親に対し、公共民間両部門の提携を通じて、防止のための家族中心の一連のサービスを長期にわたり提供するための戦略を開発すること。
- (3) 次に掲げることの提供
- (A) 次に掲げるものを例とする、核となる家族資源及び支援サービス
- (i) 親の教育、相互支援及び自助並びに指導力に関するサービス
- (ii) アウトリーチ・サービス
- (iii) 地域社会及び社会福祉事業への付託
- (iv) フォローアップ・サービス
- (B) 要請に基づくものではない任意の家庭訪問及び実施可能な範囲内でのあらゆる形態の一時的介護を含め、他の地方機関

との契約又は取決めを通じて提供され、手配をされなければならないその他の核となるサービス

- (C) 次のものを含む選択自由なサービスの利用

(i) 児童の養子縁組又は自分の子を養子縁組のために手放すことに関心のある個人のための養子縁組事業への付託及び相談

(ii) 児童介護、早期児童発育及び介入サービス

(iii) 障害児を持つ家族の追加的ニーズを満たすための事業及び支援への付託

(iv) 就職準備事業への付託

(v) 個別学習指導、読み書きの訓練及び一般教育修了資格 (General Educational Degree) のための教育といった教育事業への付託

(vi) 自給自足及び日常生活技術の訓練

(vii) 児童の早期発育診断を含む地域社会の相談事業

(viii) 身近な者の間での相談活動

- (4) 当該のプログラム及び事業の開発、運用、評価及び監督における親の有意義な参加のための指導的任務の確立

- (5) 必要とされる家族資源及び支援プログラム事業の整備を支援する地方の公共及び民間の資源の動員に当たる指導力の整備

- (6) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ支援に焦点を定めたプログラム及び活動との共同による、適当な地域でのネットワークの開発、運用及び拡張への参加

(b) 優先順位

この節に基づき地方に助成を与えるに当たり、主導組織体は、地域社会に基盤を置いた家族資源及び支援プログラムを含む地域社会

に基盤を置いたプログラムであって低所得の地域社会並びに若い親及び年少の児童を持つ親を対象として効果あるものに対し、優先権を与えるものとする。

第5116 f 条 達成度評価基準

この節に基づき助成を受けている州は、長官に対する報告書により、次に掲げることをしなければならない。

- (1) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ支援に焦点を定めたプログラム及び活動の効果的な開発、運用及び拡張により、この節の要件を満たしていることを立証すること。
- (2) 確認された地域社会のニーズを満たす地方のプログラムにより家族に提供されるサービスについて、この編の第5116 a 条に定められた核となり、かつ選択自由なサービスを含め、明細及び説明を提供すること。
- (3) 第5116 d 条(3)号の規定に基づき要求された現行のサービスの明細及び説明により確認されたものの満たされていないニーズに対処していることを立証すること。
- (4) 障害児を持つ家族及び障害を有する親を含むサービス対象家族の数、並びに、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の企画、運用及び評価並びにこれらの地域社会に基盤を置き、防止に焦点を定めたプログラムのネットワークの企画、運用及び評価における家族の多様な代表の関与について説明すること。
- (5) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動によるサービスを

利用してきた家族の間における高い満足度を立証すること。

- (6) 連邦、州、地方及び民間の資金を混合させる州又は地域社会の段階での革新的な資金の仕組み並びに革新的な専門分野間の事業遂行の仕組みを、家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の開発、運用、拡張及び強化のために構築し、又は維持していることについて、立証すること。
- (7) 州のプログラムに基づき実施されている身近な者の間での審理手続の成果について説明すること。
- (8) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の進行中の計画策定、実施及び評価における親の持続的な指導性を保証する実施計画について立証すること。

第5116 g 条 地域社会に基盤を置いた家族資源プログラム全国ネットワーク

長官は、州の割当てに基づき提供される金額から、当該の州における主導組織体による次に掲げることを目的とした活動の支援のために必要な金額を割り当てることができる。

- (1) 身近な者の間での審理手続の創設、運用及び維持
- (2) 情報センターの創設、運用及び維持
- (3) 家族を強化し、かつ支援し、児童の虐待及び放置を防止するために企画された、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動の運用からもたらされる州のシステム変更の努力に関する毎年のシンポジウムに対する資金提供

- (4) 主導組織体相互間におけるコンピュータによる通信システムの創設、運用及び維持
- (5) 隔年の会議を通じた州間技術援助に対する資金提供

第5116 h 条 定義

この節の目的のために、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害児

「障害児 (Children with disabilities)」は、第20編第1401条(3)号^(注6)の規定における「障害児 (child with a disability)」又は第1432条(5)号^(注7)の規定における「障害幼児 (infant or toddler with a disability)」と同じ意味を有する。

(2) 地域社会付託事業

「地域社会付託事業 (community referral services)」とは、契約に基づき、又は機関間の取決めを通じて、一時的介護、保健及び精神衛生、就業能力開発及び職業訓練その他の社会福祉事業並びに児童の早期発達診断を含むヘルプ・ライン (help lines) その他の方法によるその他の社会福祉事業を含めた、必要とされる情報、相互支援及び地域社会の資源の提供に当たり、家族を援助するために提供されるサービスをいう。

(3) 児童の虐待及び放置を防止するための、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動

「児童の虐待及び放置を防止するための、地域社会に基盤を置き、かつ防止に焦点を定めたプログラム及び活動 (community-based and prevention-focused program and activities designed to strengthen and support families to prevent child abuse and neglect)」は、児童の虐待及び放置を防止し、又はこれに対応するために企画さ

れた活動を提供する、家族資源プログラム、家族支援プログラム、自主的家庭訪問プログラム、一時的介護プログラム、親の教育、相互支援プログラム及びその他の地域社会プログラム又はそれらのプログラムのネットワークといった組織を含む。

第5116 i 条 歳出予算の承認

この節を施行するために、2004会計年度においては8千万ドル、2005会計年度から2008会計年度までの各会計年度においては必要な金額を、それぞれ歳出予算として承認する。

第IV節 障害児のための臨時的児童介護及び緊急託児所

第5117条～第5117 d 条 廃止

第V節 住居のない家族又は住居を失う危機に瀕している家族の児童に関する一定の防止事業

第5118条～第5118 e 条 廃止

第VI節 児童虐待犯罪情報及び経歴調査

第5119条 児童虐待犯罪情報

(a) 一般規定

各州において、州の権限を有する刑事司法機関は、児童虐待犯罪情報を全国犯罪経歴調査システムに報告し、又は同システムに児童虐待犯罪情報の索引を登載するものとする。刑事司法機関は、重罪及び重大な軽罪の廉による逮捕及び処分決定のすべてについて報告し、又は索引を登載することにより、この項の要件を満たすことができる。

(b) 全国犯罪経歴調査システム

(1) 司法長官は、1993年12月20日の後180日以内に、歳出予算の使用可能性に従い、次に掲げることをするものとする。

(A) 各州の犯罪歴記録システムを調査し、

各州のために、州が全国犯罪歴経歴調査システムを通じて、オンラインで児童虐待犯罪記録を提供することができることとなる日程を決定すること。

(B) 州の高官と協議して、児童虐待犯罪情報の報告又は索引登載のための指針を、犯罪歴記録の様式、内容及び精度並びにこの節を施行するためのその他の手続に関連する指針を含め、定めること。

(C) この号の(A)及び(B)の規定に従い行われた決定を各州に通知すること。

(2) 司法長官は、各州の日程の一部として、州が、次に掲げることをすることを要請するものとする。

(A) 1993年12月20日の後5年以内に、最近5年間における活動から事件となったことが確認できるすべての児童虐待犯罪事件において言い渡された終局的処分決定の少なくとも80パーセントをコンピュータによる犯罪歴ファイルに搭載すること。

(B) 過去5年間における活動から事件となったことが確認できるすべての児童虐待犯罪事件における終局的処分決定の少なくとも80パーセントの報告率を維持しつづけること。

(C) データの質に関する監査及び刑事司法機関に対して終局的処分決定のない記録の確認及びそれらの終局的処分決定の要請を行う定期的な通知を含む、100パーセントの処分決定報告を達成するための措置を講じること。

(c) **連携**

州の権限を有する機関は、児童虐待の事件における技術的援助の交換のために、児童虐待放置全国センター^(註8)、行方不明被搾取児童全国センター (the National Center for Missing and Exploited Children) 及び児童虐待

訴追全国センター (the National Center for the Prosecution of Child Abuse) との密接な連携を維持するものとする。

(d) **年次概要**

(1) 司法長官は、児童虐待犯罪の年次統計概要を公表するものとする。

(2) この項の(1)号の規定に定める年次統計概要は、特定の被害者又は違反容疑者を明らかにするような情報を内容としてはならない。

(e) **年次報告**

司法長官は、歳出予算の使用可能性に従い、全国犯罪歴経歴調査システムに対する児童虐待犯罪情報の報告における各州の進展についての年次概要を公表するものとする。

(f) **児童虐待犯の調査研究**

(1) 1993年12月20日の後180日以内に、少年司法非行防止局長 (the Administrator of the Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention) は、有罪判決を受けた児童虐待犯の統計的に有意義な標本及びその他の関連情報に基づき、次に掲げることを判定する調査研究を開始するものとする。

(A) 有罪判決を受けた児童虐待犯のうち、児童虐待に関わる犯罪の廉で2件以上の有罪判決を受けたことのある者のパーセント

(B) 有罪判決を受けた児童虐待犯のうち、2以上の州において児童虐待に関わる犯罪の廉で有罪判決を受けたことのある者のパーセント

(C) 児童虐待の事例が児童虐待犯罪以外の犯罪の有罪の根拠となる範囲及び態様

(2) 1993年12月20日の後2年以内に、局長は、上院司法委員会の委員長及び下院司法委員会の委員長に対し、この項の(1)号の規定に従い実施された調査研究の成果についての

説明及び概要を内容とする報告書を提出するものとする。

^(注9)
第5119 a 条 経歴調査

(a) 一般規定

- (1) 州は、(州の制定法又は規則により定められた) 手続を施行して、州により指定された有資格組織体に対し、州の権限を有する機関と連絡を取り、サービス提供者が児童、老人又は障害者の安全及び幸福に責任を有するサービス提供者の適性に関する犯罪の廉で有罪判決を受けたことがあるか否かを判断することを目的とした全国的経歴調査を要請するよう要求することができる。
- (2) 権限を有する機関は、全国犯罪歴素性調査システムを通じて、州及び連邦の犯罪歴記録を入手して、審査し、15執務日以内に問合せに応える合理的努力をしなければならない。
- (3) この項の(1)号の規定において言及された州の手続がない場合には、同号の規定に基づく指定された有資格組織体は、州の権限を有する機関に連絡を取り、全国犯罪者指紋経歴調査を要請することができる。この号の規定に基づき経歴調査を要請する有資格組織体は、この条の(b)項の規定において示された指針、及び、州により定められた全国犯罪者指紋経歴調査を要請するための手続がある場合には、その手続に従わなければならない。

(b) 指針

この条の(a)項の規定に基づき定められた手続は、次に掲げることを要求するものとする。

- (1) 有資格組織体は、サービス提供者の経歴調査については、当該のサービス提供者が最初に一連の指紋を提供し、かつ次に掲げる条件を備えた供述書を作成し、署名しない限り、これを要請してはならないこと。

- (A) 当該のサービス提供者の有効な身分証明書類（第18編第1028条において定義されたところによる）に記載された氏名、住所及び生年月日を内容とする。
 - (B) 当該のサービス提供者が有罪判決を受けたことがない旨の陳述、及び、当該のサービス提供者が有罪判決を受けたことがある場合には、その犯罪及びその有罪判決の詳細についての説明を内容とする。
 - (C) 当該のサービス提供者に、当該組織体がこの条の(a)項の規定に基づく経歴調査を要請することができることを告知する。
 - (D) 当該のサービス提供者にこの項の(2)号に基づくサービス提供者の権利について告知する。
 - (E) 当該のサービス提供者に対し、経歴調査の完了前には、そのサービス提供者が有資格組織体による介護を受けている者に監視されない状態で接近することをその有資格組織体は拒否することを選択することができる旨を告知する。
- (2) 経歴調査の対象者であるサービス提供者は、次に掲げる権利を有すること。
- (A) 経歴調査報告の写しを入手すること。
 - (B) これらの報告に記載される情報の精度及び完全性について疑問を訴え、最終的な判定が権限を有する機関により行われる前にこの疑問の妥当性について迅速な判断を得ること。
- (3) 権限を有する機関は、処分決定の情報がない経歴調査報告を受け取ったときは、完全な情報を得るために利用可能なあらゆる州及び地方の記録管理システムにおける調査を行うものとする。
- (4) 権限を有する機関は、当該のサービス提供者が、児童、老人又は障害者の安全及び

幸福に責任を有するサービス提供者の適性に関係する犯罪の廉で有罪判決を受けたことがあるか否か、起訴が懸案となっているか否かについて判定をし、有資格組織体にその判定を伝えるものとする。

- (5) この条の(a)項の規定に基づく経歴調査及びその結果は、この項がこの条の(a)項(3)号の規定に従う全国犯罪者指紋経歴調査を求める有資格組織体による要請には適用されないことを除き、Pub. L. 92-544^(注10)の条件に従い、取り扱われるものとする。

(c) 規則

- (1) 司法長官は、規則により、この節の目的を達成するために要求することができるその他の措置を、情報の保全、秘密保持、精度、利用、悪用及び頒布並びに監査及び記録管理に関する措置を含め、定めることができる。
- (2) 司法長官は、可能な最大限まで、経歴調査を行うに当たり利用可能な最高の技術の利用を奨励するものとする。

(d) 責任

有資格組織体は、サービス提供者に関する犯罪経歴調査を行うことを怠ったことだけを理由とした損害賠償請求の訴えについては責任を有しないものとし、州若しくはその政治上の下位組織又はその機関、職員若しくは被用者も、有資格組織体(それ自体以外のもの)が経歴調査の対象者であったサービス提供者に対し反訴を提起することを怠ったことに対する損害賠償請求の訴えには責任を有しないものとする。

(e) 料金

1993年12月20日の後に採用された州の条件に従い、有資格組織体のボランティアである者に関して指紋によって経歴調査が行われた事件において、権限を有する州の機関及び連邦捜査局 (the Federal Bureau of Investiga-

tion)により徴収される料金は、それぞれ、18ドル又は指紋により行われた経歴調査の実費の、いずれか低額のものを超えてはならない。州は、非営利の組織体に対する経歴調査の料金がボランティアの児童介護への参加意欲を削ぐことにならないような料金システムを設定しなければならない。

第5119 b 条 児童虐待犯罪情報の改善のための資金供与

(a) 削除

(b) 児童虐待犯罪情報の改善のための追加資金助成

- (1) 司法長官は、歳出予算に従い、かつ、1993年12月20日現在、コンピュータ化された犯罪歴ファイルに格納された確認可能な児童虐待事件の告訴及び処分決定の比率が最も低い州を選んで、各州に次に掲げる目的で利用される助成を行うことができる。
- (A) この節の目的のために犯罪歴ファイルをコンピュータ化すること。
- (B) この節の目的のために既存のコンピュータ化された犯罪歴ファイルを改善すること。
- (C) この節の目的のために全国犯罪歴経歴調査システムの利用の便を改善すること。
- (D) この節の目的のために全国犯罪歴経歴調査システムへの犯罪記録の伝送又は同システムへの犯罪歴記録の索引登載にあたり州を援助すること。
- (E) 州に対する、公共、非営利又は自主的な有資格組織体に雇用され、又はボランティアとして活動する者に関する経歴調査を行う経費の州負担分の全部又は一部を支払うにあたり州を援助して、これらの経歴調査のために課される料金総額を減ずること。

(2) この項の(1)号の規定に基づく助成のために、1999年、2000年、2001年及び2002年の会計年度に総額2千万ドルの歳出予算を承認する。

(c) 州の資金の留保

1993年12月20日の後1年を有効期間として、司法長官は、最高10パーセントまで、「1968年包括的犯罪規制及び安全街路法(the Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968)」第I編(合衆国法典第42編第3701条以下)に基づくがこの節の要件に合致しない一州に対する一会計年度の割当額を減ずることができる。

第5119c条 定義

この節の目的のため、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「権限を有する機関(authorized agency)」とは、州により、この節に基づき、情報を報告し、受け取り、又は頒布するために指定された州の部局又は官職をいう。
- (2) 「児童(child)」とは、州の児童虐待法の目的のため児童とされる者をいう。
- (3) 「児童虐待犯罪(child abuse crime)」とは、州の法律の下で犯された犯罪で、人による児童の身体的又は精神的傷害、性的虐待若しくは搾取、放置による待遇又は酷使を伴うものをいう。
- (4) 「児童虐待犯罪情報(child abuse crime information)」とは、児童虐待犯罪の廉で逮捕されたことのある者又はその廉で有罪判決を受けたことのある者に関する次に掲げる事実：完全な氏名、人種、性別、生年月日、身長、体重、指紋、又は当該の者が逮捕され、若しくは有罪判決を受けたことがある児童虐待の犯罪若しくは違反行為についての簡潔な説明、告訴の処分決定並びに司法長官が児童虐待犯罪の廉で逮捕さ

れ、又は有罪判決を受ける人の確認に有用であると判断するその他の情報

- (5) 「介護(care)」とは、児童、老人又は障害者を対象に介護、対応措置、教育、訓練、指導、監督又はリクリエーションを実施することをいう。
- (6) 「確認することができる児童虐待犯罪事件(identifiable child abuse crime case)」とは、州の権限を有する刑事司法機関により、犯罪歴記録に登場するような犯罪についての法定の引用及び説明表示に照らし合わせて児童虐待犯罪として確認されうる事件をいう。
- (7) 「障害者(individuals with disabilities)」とは、精神的又は身体的機能の障害を有し、一若しくは複数の日常生活における仕事を行うために援助を必要とする者をいう。
- (8) 「全国犯罪歴経歴調査システム(national criminal history background check system)」とは、連邦捜査局により維持されている、指紋確認その他の確実な確認方法に基づく犯罪歴記録システムをいう。
- (9) 「サービス提供者(provider)」とは、次に掲げる者をいう。
 - (A) 次のいずれかに該当する者
 - (i) 有資格組織体に雇用されている者又はそこでボランティアとして活動している者(児童介護員、教員、又はその他の学校職員を含む、何らかの法的権能を有する学校により雇用された者を含む。)
 - (ii) 有資格組織体を所有し、又は運営する者
 - (iii) 当該の有資格組織体が児童介護を行っている児童に監視下でない状態で現に接している者又は接することができる者
 - (B) 次のいずれかに該当する者

- (i) 有資格組織体に雇用され、又はそこでボランティアとして活動することを求めている者（児童介護員、教員又はその他の学校職員を含め、何らかの法的権能を有する学校により雇用される者を含む。）
 - (ii) 有資格組織体を所有し、又は運営することを求めている者
 - (iii) 当該の有資格組織体が児童介護を行っている児童に監視下にない状態で現に接すること又は接することができることを求めている者
- (10) 「有資格組織体 (qualified entity)」とは、公共、民間、営利、非営利又は自発的の如何を問わず、介護又は介護斡旋サービスを提供する事業又は組織をいい、他人に介護又は介護斡旋サービスの提供について免許を与え、又は認証する事業若しくは組織を含む。
- (11) 「州 (State)」とは、州、コロンビア特別区、プエルト・リーコ準州、アメリカン・サモア、ヴァージン諸島、グアム及び太平洋信託統治領をいう。

注

- (注1) Pub. L. 108-36第112条(a)項(1)号(F)の規定では、「(H)(i)から(xi)までの規定」と明記されているが、本稿訳者が見る限りでは現行合衆国法典の該当箇所に対応していない。本稿訳では、訳者の判断に基づき、本稿の該当箇所に見るとおり、原文とは異なる規定をテキストとした。
- (注2) Pub. L. 108-36第116条の規定では、改正対象条項について合衆国法典への言及はなく、児童虐待防止及び対処措置法の「第106条(a)項」と規定されているにとどまる。訳者は、合衆国法典の対応条項に改めて、本稿訳のとおり訳出した。
- (注3) 前注に同じく、「第106条」とあるのを、合衆国法典の対応条項に改めて訳出した。

(注4) 「児童虐待及び対処措置法1996年改正法」第1条 (Pub. L. 104-235, Title I, Sec. 1, Oct. 3, 1996, 110 Stat. 3064) により廃止され、児童虐待放置対策室に代えられた (42 U.S.C. §5101)。

(注5) Pub. L. 108-36第117条では、“this title”とあるが、合衆国法典中の対応規定は、“Chapter 67, Subchapter I”に該当する。

(注6) Pub. L. 108-36第129条(a)項では、「児童虐待防止及び対処措置法」の「第602条(3)号」と指示されるのみで、合衆国法典の該当条項の言及はない。本稿訳に掲げる条の同定は、訳者の判断による。

(注7) Pub. L. 108-36第129条(a)項では、「児童虐待防止及び対処措置法」の「第632条(5)号」と指示されるのみで、合衆国法典の該当条項の言及はない。本稿訳に掲げる条の同定は、訳者の判断による。

(注8) 前掲注4 参照

(注9) 第5119 a 条は、「2003年今日の児童搾取を絶つための検察官による救済その他の手段に関する法律」(Prosecutorial Remedies and Other Tools to end the Exploitation of Children Today Act of 2003. これをさらに略称して、“PROTECT Act”ともいう。)の第108条 (Pub. L. 108-21, Sec. 108, Apr. 30, 2003, 117 Stat. 655) 及び同法の改正法 (Pub. L. 108-68, Sec. 1, Aug. 1, 2003, 117 Stat. 883) により、更新された。このことは、下院の US. Code 検索サイトで指示されているが、訳者の見る限り、これらの法律そのものに改正対象箇所について明確な指示が見当たらない。本稿においては、このような事情を踏まえ、翻訳のテキストとしては、上記法律による更新が行われていない状態の合衆国法典をテキストとして使用することとし、上記法律の該当規定の翻訳は、以下のとおり、この注に掲げる。

2003年今日の児童搾取を絶つための検察官による
救済その他の手段に関する法律
第108条全国犯罪歴経歴調査のための試行プログラム
及び実現可能性の研究

(a) 試行プログラムの策定

(1) 一般規定

この法律の制定日の後90日以内に、司法長官は、州の犯罪記録及び連邦捜査局の自動指紋確認統合システム (the Integrated Automated Fingerprint Identification System) を活用して実施される十指指紋調査を通じてボランティア集団が全国及び州の犯罪歴経歴調査を手配する試行プログラムを策定するものとする。

(2) 州の試行プログラム

(A) 一般規定

司法長官は、州の18月間試行プログラムの参加者として3州を指定するものとする。

(B) ボランティア組織の要請

この号の規定に基づく州の試行プログラムに参加する3州のうちの1におけるボランティア組織であって、少年少女クラブ (the Boys and Girls Clubs of America: 略称 BGCA)、全国指導者連帯 (the National Mentoring Partnerships) 又は青少年スポーツ全国評議会 (the National Council of Youth Sports) を構成するものは、参加の州から十指指紋調査の要請を出すことができる。参加の州におけるボランティア組織は、この項の(3)号の規定に基づく経歴調査の要請を提出することはできない。

(C) 州の調査

この号の規定に基づく参加州は、この号の(B)の規定に基づく要請を受けた後、州の経歴調査を行い、連邦の調査を連邦捜査局の自動指紋確認統合システムを通じて行うことを求める要請を、司法長官に、司法長官により決定された様式で、提出するものとする。

(D) 情報提供

司法長官により定められた手続に基づき、この号の(C)の規定に基づく州及び連邦の調査から発生した犯罪歴記録情報は、「全国児童保護法 (the National Child Protection Act)」に合致した行方不明及び搾取被害児童全国センター (the National Center for Missing and Exploited Children) に提供されるものとする。

(E) 費用

州は、この号の規定に基づく犯罪経歴調査を行うために、これらの調査を行うために州の負担となる実費の範囲内で料金を徴収することができる。

(F) 時機

この号の規定に基づき行われる経歴調査のために、州は、司法長官に、組織からの要請を受けた後7日以内に、当該の州の犯罪記録情報を提供するものとする。ただし、司法長官が、これらの調査は、合理的に見て、その期間内に行うことができないと実行可能性の研究中に判断したときは、この限りでない。司法長官は、犯罪歴記録情報を行方不明及び搾取被害児童全国センターに、州からの要請を受けとってから7執務日以内に、提供するものとする。

(3) 児童安全試行プログラム

(A) 一般規定

司法長官は、この号の(B)に規定された組織からの10万件の十指指紋調査の要請について、連邦捜査局の児童指紋確認統合システムを通じて処理するために整備を行う18月間の児童安全試行プログラムを決定するものとする。

(B) 有資格組織

この規定において規定された組織は、この項の(2)号の規定に基づく指定を受けていない州における組織であって、この号の(C)の規定に従い割り当てられた要請を受けたことのあるものとする。

(C) 要請の割当て

次に掲げる組織は、それぞれについて定めるところ [訳注：パーセント] に従い要請の割当てを受けることができる。

(i) 少年少女クラブについて、33.334

(ii) 全国指導者連帯について、33.333

(iii) 青少年スポーツ全国評議会について、33.333

(D) 手続

司法長官は、この号の(C)の規定に定める組織に、その組織が司法長官に指紋カードを提供することができる手続について告知するものとする。

(E) ボランティア情報の請求

この号の規定に基づき経歴調査を要請することが授權された組織は、次に掲げるものとする。

(i) 司法長官に、そのボランティアの指紋を転送すること。

(ii) 次に掲げる条件に従い、ボランティアが作成し、署名をした供述書を入手すること。

(I) サービス提供者又はボランティアの氏名、住所、合衆国法典第18編第1028条で定義された有効な身分証明書に表示された生年月日及び有効な身分証明用書類の写しを用意すること。

(II) ボランティアが犯罪記録を有するか否か、有するときは、その記録についての詳細を述べること。

(III) 司法長官が、犯罪歴経歴調査を行うことができること及びその供述書にしたそのボランティアの署名がこれらの調査が実施されることについての承認と同じであることをそのボランティアに告知すること。

(IV) 経歴調査の完了前及び完了後に、その組織が、サービス提供者が児童に接近することを拒否することができることをそのボランティアに告知すること。

(V) ボランティアに司法長官が保有する誤った記録を訂正する権利について告知すること。

(F) 時機

この号に基づき行われる経歴調査のために、司法長官は、犯罪歴記録情報を行方不明及び搾取被害児童全国センターに、組織からの要請を受けたときから14執務日以内に、提供しなければならない。

(G) 適性の判定

(i) 一般規定

「全国児童保護法 (the National Child Protection Act)」(合衆国法典第42編第5119条)において輪郭が示されたプライバシー保護と整合性をもちつつ、行方不明及び搾取被害児童全国センターは、この号に基づき実施される犯罪歴経歴調査に応じて受け取る犯罪歴記録情報が、当該のサービス提供者又はボランティアが犯罪歴記録を有することを示し、この犯罪歴記録によって、当該のサービス提供者又はボランティアが、行方不明及び搾取被害児童全国センター、少年少女クラブ、全国指導者連帯及び青少年スポーツ全国評議会の共同により策定された基準に基づき、児童に介護を提供することに適しないと思われるか否かについて、判定することができる。

(ii) 児童安全試行プログラム

行方不明及び搾取被害児童全国センターは、この号に基づく要請を行う組織に対し、当該の判定を伝えるものとする。

(4) 司法長官による料金の徴収

司法長官は、この項の(2)号及び(3)号の規定に基づく経歴調査を行うために連邦捜査局の負担とされた費用を賄うため、18ドルを超えない範囲で、料金を徴収することができる。

(b) ボランティアの権利

この条に基づく犯罪歴経歴調査の対象者となるボランティアは、それぞれ、司法長官に連絡を取り、次に掲げることのための手続を開始する権利を有する。

(1) 自己の犯罪歴記録報告書の写しを入手すること。

(2) その報告書における犯罪歴記録情報の精度及び完全性について厳密な調査を行うこと。

(c) 歳出予算の承認

(1) 一般規定

行方不明及び搾取被害児童全国センターに対

し、2004年及び2005年の会計年度において、この条の条件を実現するために必要な金額を歳出予算に計上することを承認する。

(2) 州のプログラム

司法長官に対し、(a)項(1)号の規定において指定される州が、2004年及び2005年の会計年度において、参加する州の指紋採取技術基盤を確立し、強化するために必要な金額を歳出予算に計上することを承認する。

(d) 被用者及びボランティアの経歴調査システムのための実現可能性の研究

(1) 要請される研究

司法長官は、この法律の制定日の後180日以内に、実現可能性の研究を行うものとする。この研究は、識別しうる範囲で、次のことを検査するものとする。

- (A) 指紋の採取から連邦捜査局 (FBI) への提出までの各州が市民又はボランティアの指紋を処理するための、現在利用可能な基盤、州のシステムの許容能力及び所要時間を含む、州及び地方段階での指紋採取及び処理の現状
- (B) 有資格組織体に情報を提供する全国規模の犯罪経歴調査システムに参加することに関する州の意思
- (C) 指紋に基づく犯罪経歴調査を必要とするボランティア、被用者及びその他の個人の数
- (D) 連邦捜査局の自動指紋確認統合システムのその他の利用者に対する容量及び効果の面における同システムに対する影響並びに連邦捜査局の仕事の実際及び職員の水準に対する影響
- (E) 指紋を処理し、経歴調査を行うために、連邦捜査局、州及び地方の機関並びに民間会社により課される現行の料金
- (F) 簡単に拡張され、他の州で再現することができる「模範 (model)」又は最良の実践となるプログラムの存在
- (G) 民間会社が現在経歴調査を行っている範囲、並びに、指紋の採取及び転送並びに適性判定を

含むがこれに限定されない経歴調査手続を遂行するために将来民間会社を利用する可能性

- (H) 全国規模の指紋に基づくその他の犯罪経歴調査システムを確立するために必要な技術及び基盤の開発及び運用の費用
- (I) 「児童のためのボランティア法 (the Volunteers for Children Act)」 (Pub. L. 105-251第221条及び第222条) による改正後の「全国児童保護法」 (Pub. L. 103-209) において認可された経歴調査の手続における州の参加の範囲
- (J) 州が現在児童にサービスを提供している組織に対する全国規模の犯罪経歴調査の利用を提供している範囲
- (K) 州が現在ボランティアに適性判定に対する異議申立てを認める範囲及び同様の手続が連邦段階で要請されるか否かの範囲
- (L) (a)項において創設された2件の試行プログラムの実施
- (M) 全国規模の犯罪経歴調査から生じるおそれのあるプライバシー問題
- (N) 司法省により関連があると認められるその他の情報

(2) 中間報告

この項の(1)号の規定に基づく実現可能性研究の成果を基に、司法長官は、この法律の制定日の後180日以内に、児童、老人又は障害者に関する事業を行う組織でボランティアとして活動することを望む者に対する指紋採取及び経歴調査を行うプログラムを開発し、又は改善するための、試行事業計画についての提言を内容とすることができる中間報告を連邦議会に提出するものとする。

(3) 最終報告

試行事業計画の成果を基に、司法長官は、この条に基づく試行事業計画の完了から60日以内に、児童、老人又は障害者に関する事業を行う組織でボランティアとして活動することを望む者に対する指紋採取及び経歴調査を行うプログラムを開発し、又は改善するための、州に対する助成の提案を

含むことができ、かつ、有資格組織体がその被用者及びボランティアに対する全国規模の犯罪歴経歴調査を迅速かつ手頃な費用で行うことができるようにするための、「全国児童保護法」及び「児童のためのボランティア法」の改正についての提言を含むことができる最終報告を、提言を含め、連邦議会に提出するものとする。

(e) 責任の限定

この条に基づき構築された試行プログラムに連結して、この条の(a)項(3)号(G)(i)の規定に基づく適性基準に依拠して、かつ、現実の悪意の又は意図的な過誤の証明がある場合を除き、行方不明及び搾取被害児童全国センター又は同センターの部局の長、正職員、被用者若しくは代理人は、次に掲げる損害賠償請求民事訴訟において責任を問われない。

(1) ある者がボランティア組織のボランティアとして奉仕することに適当でないとする判定をもたらし、又はそれに寄与した同センター又は同センターの部局の長、正職員、被用者若しくは代理人による行為又は意思伝達から生じたもの

(2) 同センター又は同センターの部局の長、正職員、

被用者若しくは代理人に提供されている犯罪歴記録が、不正確若しくは不完全であることが知られているものである場合又は人が逮捕された理由となった犯罪よりも軽い犯罪を示すものである場合を除き、個人の犯罪歴記録の情報に基づいて下される、ボランティア組織のボランティアとして奉仕するに適していることの判定から生じた損害を主張するもの

(3) 同センター又は同センターの部局の長、正職員、被用者若しくは代理人が犯罪歴記録が存在するもののこの条に基づき請求されたものとしては提供されていないことを知っていたときを除き、犯罪歴記録がないことを理由に、人がボランティア組織のボランティアとして奉仕するに適していることの判定から生じた損害を主張するもの

(注10) Pub. L. 92-544, Act of Oct. 25, 1972, 86 Stat. 1109. この法律は、1973年度歳出予算法であり、犯罪歴調査のための資金使用の要件規定を含む。

(つちやけいじ・海外立法情報調査室)